

中村川流域水害対策計画

(案)

令和 8 年 9 月

青森県
鱒ヶ沢町
弘前市

流域水害対策計画で定める事項		計画掲 ページ
一	計画期間	P26
二	特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	P19～ P29
三	特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	P29
四	前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（第五十三条第一項及び第五十六条第一項において「都市浸水想定」という。）	P30～ P32
五	特定都市河川の整備に関する事項	P33
六	特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	P34
七	下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（汚水のみを排除するためのものを除く。）	P34
八	特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	P35～ P37
九	第十一条第一項に規定する雨水貯留浸透施設整備計画の同項の認定に関する基本的事項	P38
十	下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設（河川に下水を放流するためのものに限る。）の操作に関する事項	P39
十一	第四号の区域における土地の利用に関する事項	P39
十二	第五十三条第一項に規定する貯留機能保全区域又は第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域の指定の方針	P40～ P41
十三	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	P42～ P47
十四	前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	P48～ P49

総説

中村川の下流部には鰯ヶ沢町の市街地が形成されているが、中村川の沿川ではこの下流市街地を中心に昭和 33 年 8 月、昭和 50 年 8 月、平成 25 年 9 月及び令和 4 年 8 月など度重なる洪水被害を受けてきた。

昭和 33 年当時、中村川は未改修であり、この洪水被害等を契機として河川改修が進められることとなった。

令和 4 年 8 月洪水による甚大な被害を受けたことから、河川激甚災害対策特別緊急事業（令和 4 年度から令和 8 年度）により、河川改修の加速化を図るとともに、令和 5 年 3 月に策定した「中村川流域治水緊急対策」に基づいた流域治水の取組みを関係者と協働で進めている。

河川管理者による河川の整備は引き続き進めていくが、洪水調節施設等による抜本的な対策には時間を要すること及び気候変動の影響による降雨量の増加や洪水発生頻度の増加により、水災害の激甚化が予測されていることから、より一層、流域全体で治水安全度の向上を図る必要がある。

このような現状に対応するため、令和 3 年 11 月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」による新たな法的枠組みのもと、流域治水を強く推進することを目的として、令和 6 年 7 月 31 日に、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行ったものである。

中村川流域水害対策計画は、このような中村川流域の特性等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法改正で新たに創設された様々な制度を活用することで、これまでの河川整備や内水対策の取組を加速させ、流域治水を計画的、効果的に進めることができるよう河川管理者、下水道管理者、流域自治体及び地域住民など中村川流域のあらゆる関係者の協働による総合的な浸水被害対策を定めたものである。

本計画に沿って、関係者が一体となった流域治水の取組みを実践し、流域全体の確実な治水安全度の向上を図っていく。

中村川の河川管理者：県 下水道管理者：鰯ヶ沢町

中村川流域水害対策計画

目 次

第 1 章	特定都市河川流域の現状と課題	1
第 1 節	特定都市河川流域と特定都市河川、特定都市下水道の概要	1
第 1 項	特定都市河川流域の概要	1
第 2 項	特定都市河川の概要	8
第 3 項	特定都市下水道の概要	9
第 2 節	特定都市河川流域における過去の浸水被害の状況	10
第 3 節	治水事業の沿革と現状の課題	16
第 1 項	治水事業の沿革	16
第 2 項	現状の課題	18
第 2 章	特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	19
第 1 節	基本的な考え方	19
第 2 節	計画期間	26
第 3 節	計画対象区域	27
第 4 節	特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨 (計画対象降雨)	29
第 3 章	都市浸水想定	30
第 4 章	特定都市河川の整備に関する事項	33
第 1 節	河川工事の目的、種類及び施工の場所	33
第 1 項	河川管理者が行う河川の整備	33
第 5 章	河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	34
第 6 章	下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	34
第 7 章	河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備 その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への 浸透に関する事項	35
第 1 節	雨水貯留浸透施設	35
第 2 節	水田貯留(田んぼダム)	36

第 3 節	既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全	36
第 4 節	雨水浸透阻害行為の許可等	36
第 8 章	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	38
第 9 章	下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項	39
第 10 章	都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項	39
第 11 章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	40
第 1 節	貯留機能保全区域の指定の方針	40
第 2 節	浸水被害防止区域の指定の方針	41
第 12 章	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	42
第 1 節	リスクコミュニケーションの充実	42
第 2 節	大規模氾濫に関する減災対策	44
第 3 節	内水ハザードマップの作成・公表	46
第 4 節	洪水時及び発災時の情報収集・伝達	47
第 13 章	その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	48
第 1 節	計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応	48
第 2 節	流域水害対策計画の計画管理	49

第1章 特定都市河川流域の現状と課題

第1節 特定都市河川流域と特定都市河川、特定都市下水道の概要

第1項 特定都市河川流域の概要

中村川は青森県の西部に位置し、その源を四兵衛森（標高 641.7m）に発して、蛇行を繰り返しつつ、松代地先にて人里に出る。その後、水田地帯が広がる中、北流を続け、間木地先にて右支川徳明川を合わせ、日本海に注ぐ流域面積 149.0 km²、幹線流路延長 44.9 kmの二級河川である。

その流域は弘前市、鱒ヶ沢町を含む 1 市 1 町からなっている。

なお、中村川本川の治水事業については、河川法に則り、平成 13 年 10 月に「二級河川中村川水系河川整備基本方針」を策定、令和 7 年 3 月に変更し、基本高水流量（新中村橋基準地点：800m³/s）を定めている。

表 1-1 中村川の諸元

項 目	諸 元
河川流路延長	44.9 km
流域面積	149.0 km ²
流域市町村	1 市 1 町

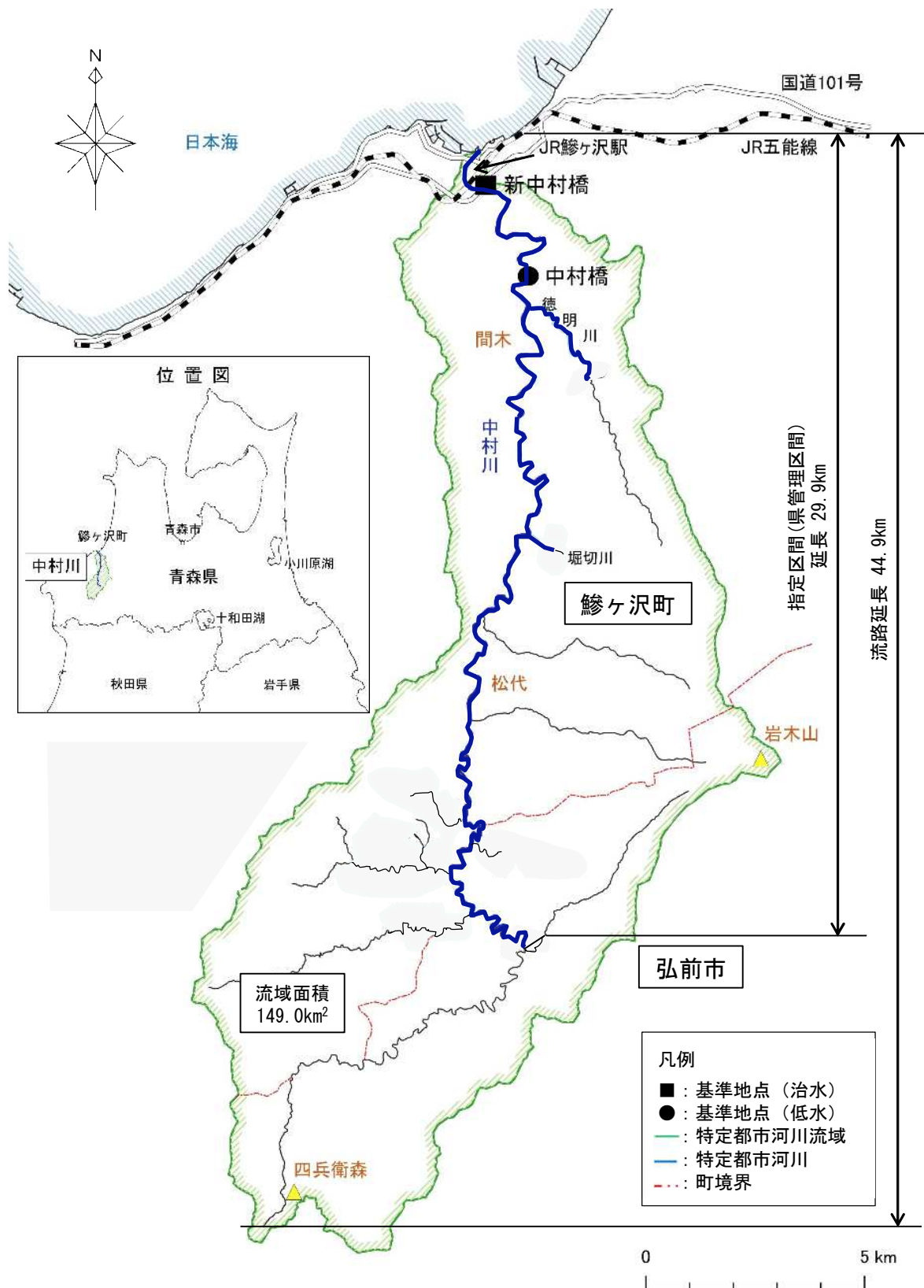
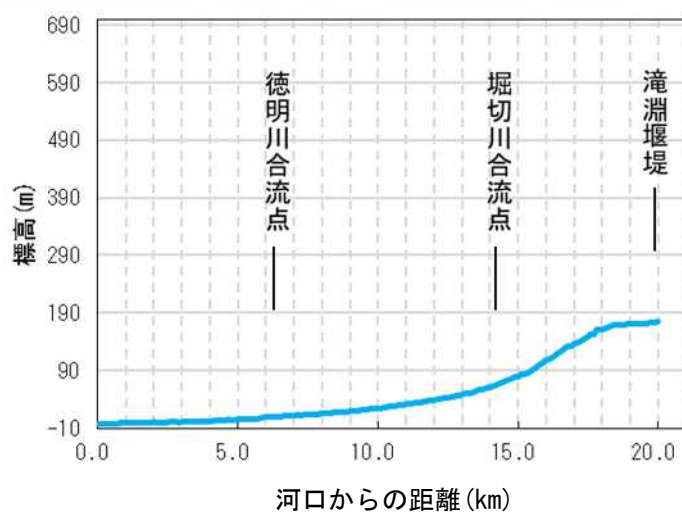
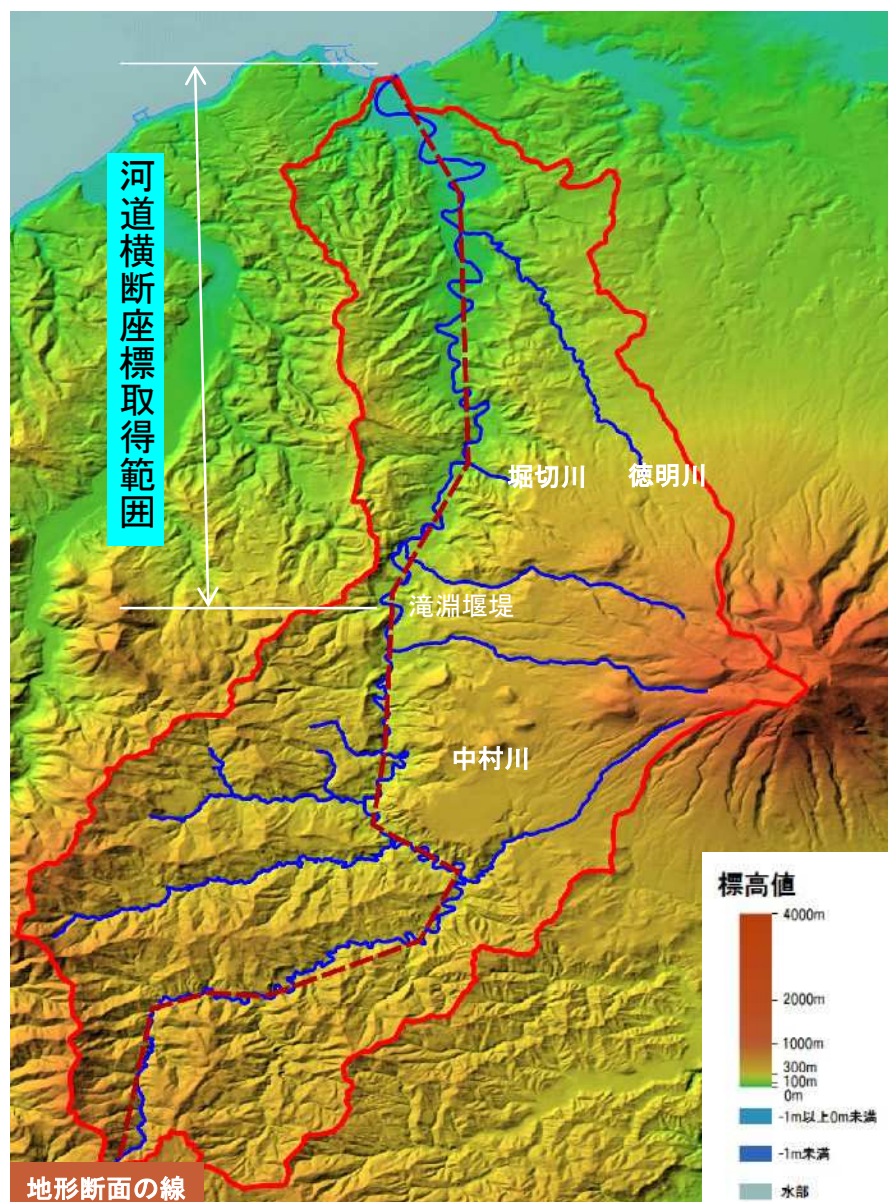


図 1-1 中村川特定都市河川流域図

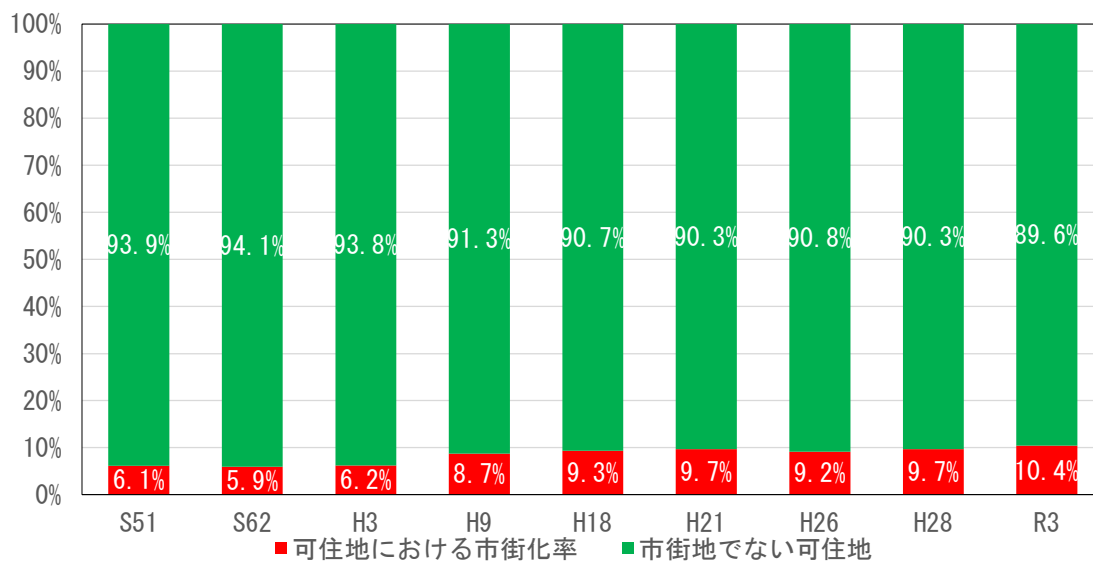


出典：基盤地図情報 10m メッシュ標高

図 1-2 中村川特定都市河川流域の標高図

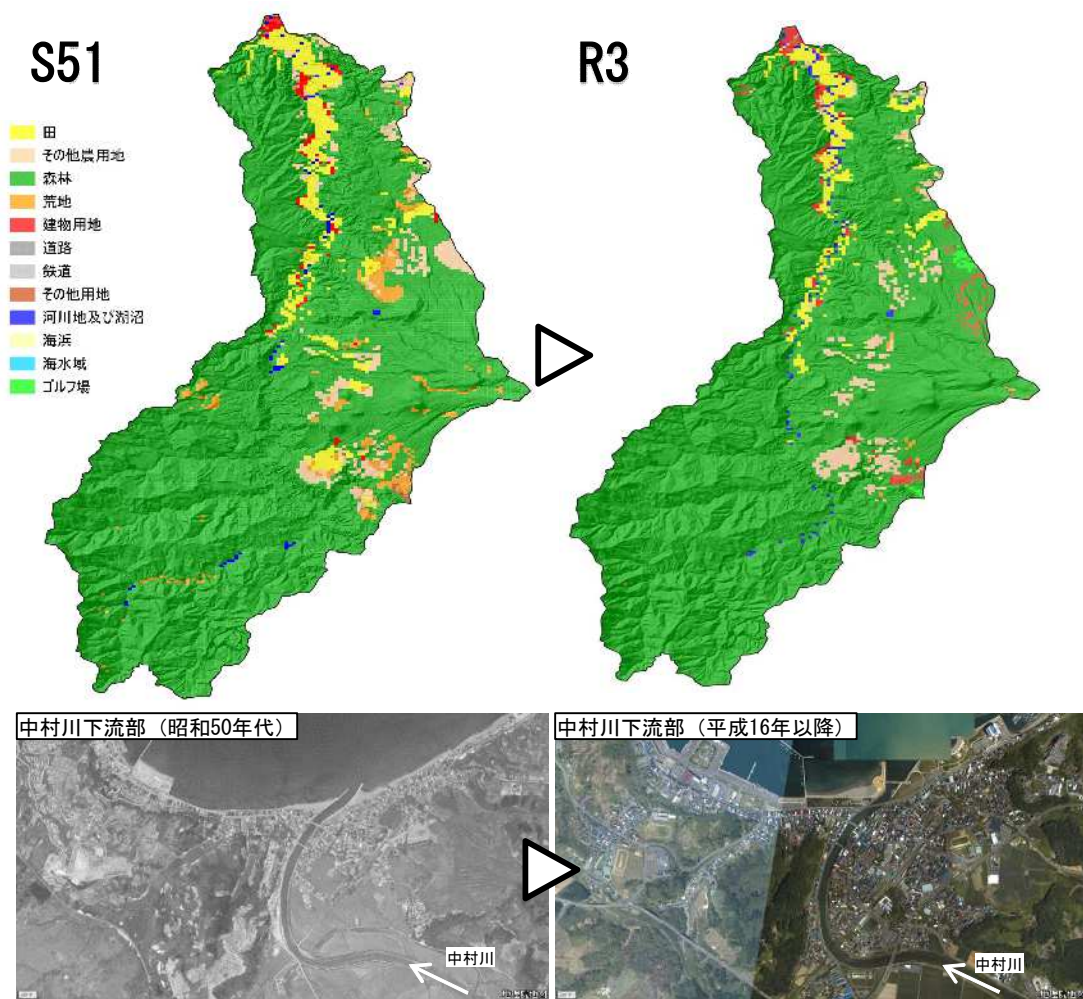
(1) 土地利用の変遷

中村川流域の土地利用状況は、自然地（森林）が大半を占めているが、平成3年から平成9年にかけて市街化が進んでおり、特に下流部の都市化が顕著である。



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ」を用いて集計

図 1-3 中村川特定都市河川流域の土地利用変化



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ」を用いて集計

図 1-4 中村川特定都市河川流域の土地利用変遷図

(2) 人口の推移

鰯ヶ沢町の人口は約 7,700 人（令和 7 年 国勢調査）で長期減少傾向にあり、昭和 55 年の人口総数に対して 1/2 以下まで下がっている。

また、人口のほとんどが河口部に集中しており、市街地となっている。



図 1-5 鰯ヶ沢町人口総数の推移（国勢調査結果より）



写真 1-1 河口付近の状況

(3) 自然特性

中村川流域の年間平均降水量は約 1,500mm で、台風期（7 月～10 月）に比較的多くなり、年平均気温は 9.3℃である。

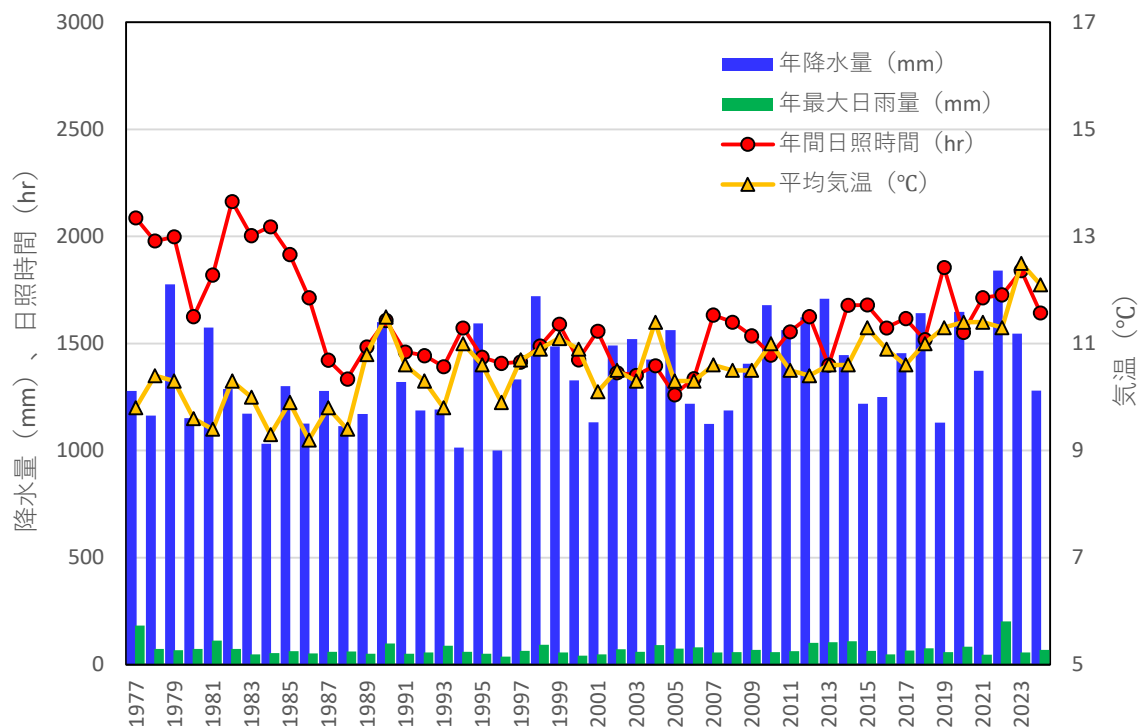


図 1-6 鱒ヶ沢観測所（気象庁）の気象データ経年変化

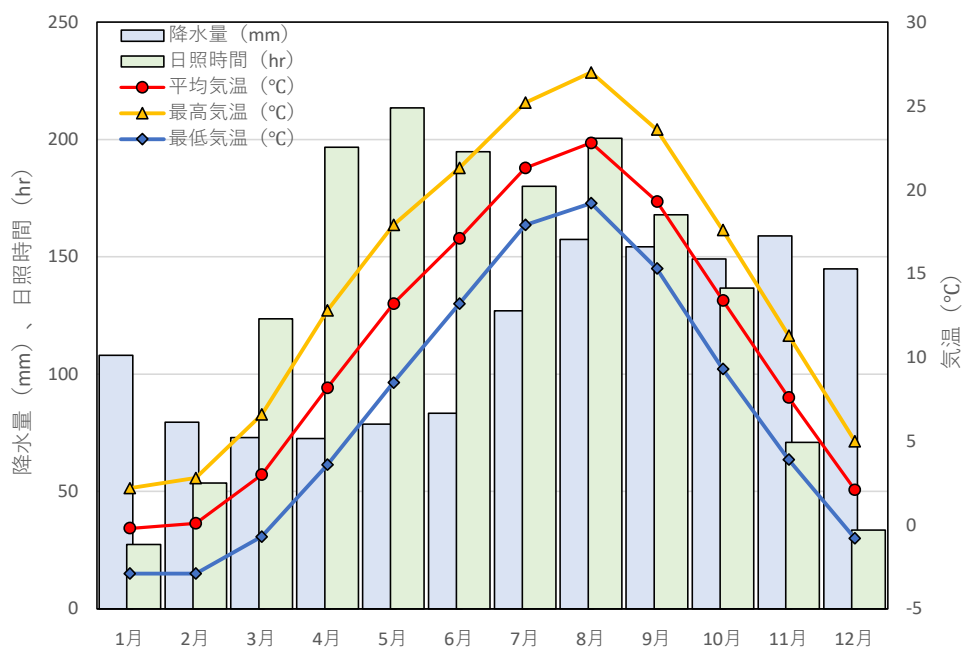


図 1-7 鱒ヶ沢観測所（気象庁）の気象データ年間変化（1991～2020）

第2項 特定都市河川の概要

中村川の河川形状は、上流部の^{まつだい}松代地区で川幅が 20～30m 程度、河床勾配が約 1/50 とかなり急で砂防指定地となっている。中流部は川幅が 35～40m 程度、河床勾配が約 1/300 とやや緩くなり、穏やかな流れとなっている。市街地となっている下流部は川幅 40～50m 程度、河床勾配は 1/900 と緩やかで感潮区間となっている。

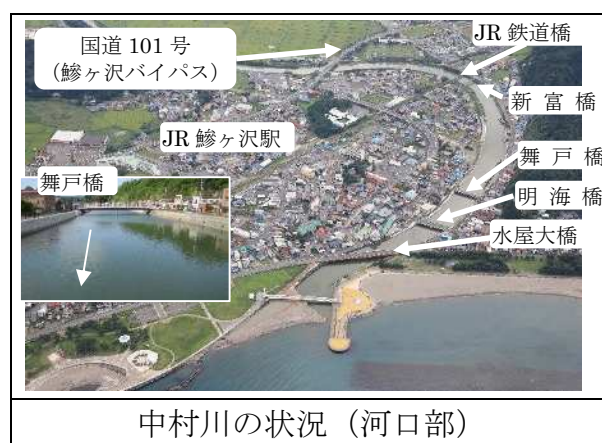
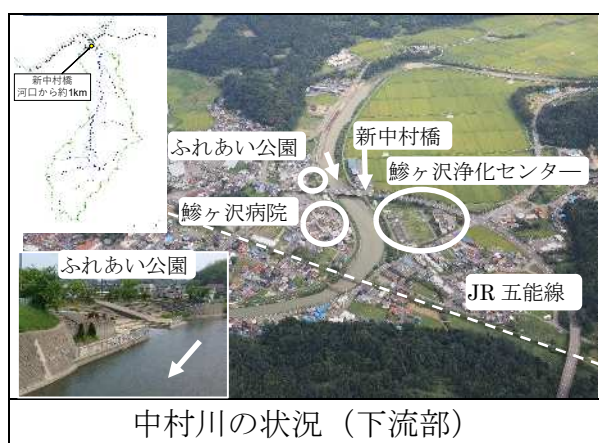


図 1-8 中村川の状況

第3項 特定都市下水道の概要

鯉ヶ沢町公共下水道事業により、公共下水道の整備を実施しており、汚水処理人口普及率を現況（R4 年度）の 57%を R17 年度までに 100%にするとともに、既設の雨水排水施設の改築や新設を計画している。

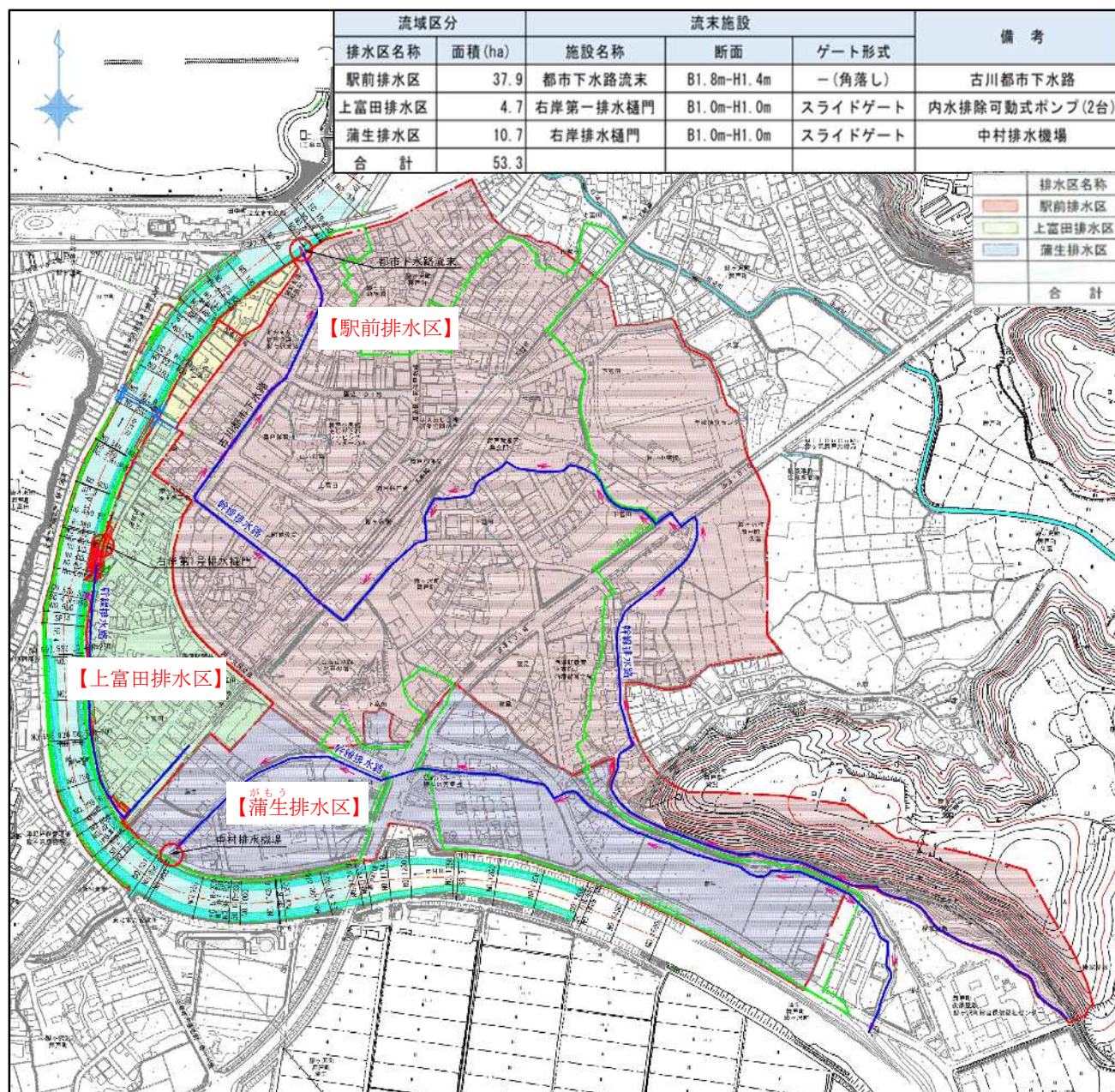


図 1-9 排水系統及び流域図

第2節 特定都市河川流域における過去の浸水被害の状況

中村川では、特に下流部の鰯ヶ沢町市街地を中心に昭和 33 年 8 月、昭和 50 年 8 月、平成 25 年 9 月及び令和 4 年 8 月など度重なる洪水被害を受けてきた。

特に、昭和 33 年 8 月 10 日～12 日の豪雨がもたらした大雨により、鰯ヶ沢町舞戸町と付近の水田、鉄道（五能線）及び家屋 300 戸が浸水し、流域に大きな被害をもたらした。

また、近年においても、令和 4 年 8 月の豪雨は、浸水家屋 367 戸と甚大な被害をもたらした。

表 1-2 中村川特定都市河川流域の過去の主要洪水

洪水年月日とその原因		被害額（千円）			備考
		土木災害額	一般災害額	合計	
昭和 33 年 8 月	前線・低気圧	—	—	不明	浸水家屋 300 戸 総雨量 246mm
昭和 36 年 4 月	低気圧・融雪	861,506	89,724	951,230	浸水家屋 121 戸
昭和 42 年 3 月	融雪	84,210	—	84,210	
昭和 47 年 7 月	前線	1,061,193	—	1,061,193	
昭和 50 年 8 月	低気圧	883,113	194,480	1,077,593	浸水家屋 55 戸
昭和 52 年 8 月	前線	30,040	17,126	47,166	浸水家屋 20 戸 総雨量 224mm
昭和 55 年 4 月	低気圧・融雪	2,110,464	3,666	2,114,130	
昭和 56 年 8 月	台風 15 号	80,655	310	80,965	総雨量 206mm
平成 2 年 9 月	台風 19 号	130,819	980	131,799	浸水家屋 4 戸 総雨量 124mm
平成 14 年 8 月	前線	18,101	—	18,101	
平成 16 年 9 月	台風 21 号	20,743	—	20,743	
平成 18 年 12 月	低気圧	62,121	—	62,121	
平成 25 年 9 月	台風 18 号	95,015	10,798	105,813	浸水家屋 2 戸
平成 27 年 4 月	低気圧・前線	111,454	19,638	131,092	浸水家屋 12 戸
令和 4 年 8 月	前線	1,607,673	3,204,836	4,812,509	浸水家屋 367 戸※

出典：水害統計（国土交通省）から引用（※印は青森県調べ）

(1) 昭和 33 年 8 月の大雨

昭和 33 年 8 月の大雨により中村川が氾濫し、県が調査した結果、浸水家屋 300 戸（床上浸水 231 戸、床下 69 戸）に上った。

また、鉄道（五能線）も完全に浸水・機能停止に陥り、鉄道橋の右岸下流の市街地の大部分が浸水する等、甚大な被害が発生した。

昭和 33 年当時、中村川は未改修であり、この洪水被害等を契機として河川改修が進められることとなった。



写真 1-2 洪水被害の状況(昭和 33 年 8 月洪水)

(2) 平成 25 年 9 月の台風 18 号

平成 25 年 9 月の台風 18 号により津軽地方を中心に大雨となり、中村上流雨量観測所（県）では 155mm/24hr、中村川流域平均雨量 130mm/24hr を観測した。

この大雨により、中村水位観測所（県）では最高水位 T.P.+10.75m を観測した。



○ハイト・ハイドログラフ(H25.9.15～16)

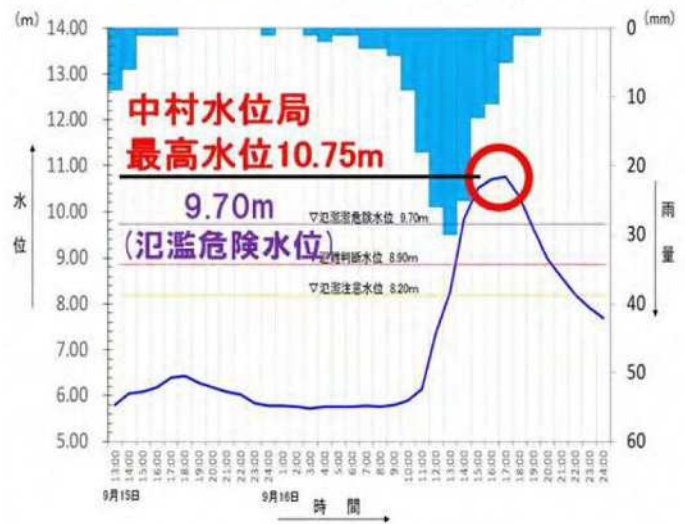


写真 1-3 洪水被害の状況(平成 25 年 9 月洪水)

(3) 令和4年8月9日からの大雨

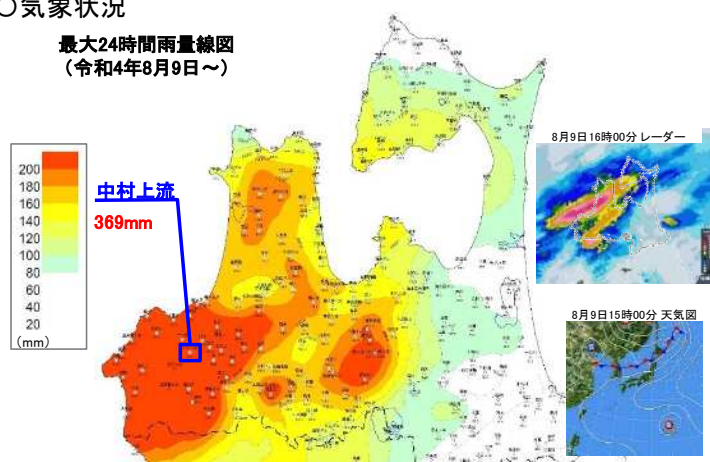
令和4年8月9日からの大雨では、線状降水帯が発生するとともに、中村上流雨量観測所（県）で369mm/24hrに達し、観測開始以来、既往最高の降雨量となった。

中村水位観測所では最高水位 T.P.+11.26m に達し、氾濫危険水位 T.P.+9.70m を大きく上回り、平成10年3月の観測開始以来、最高の水位となった。

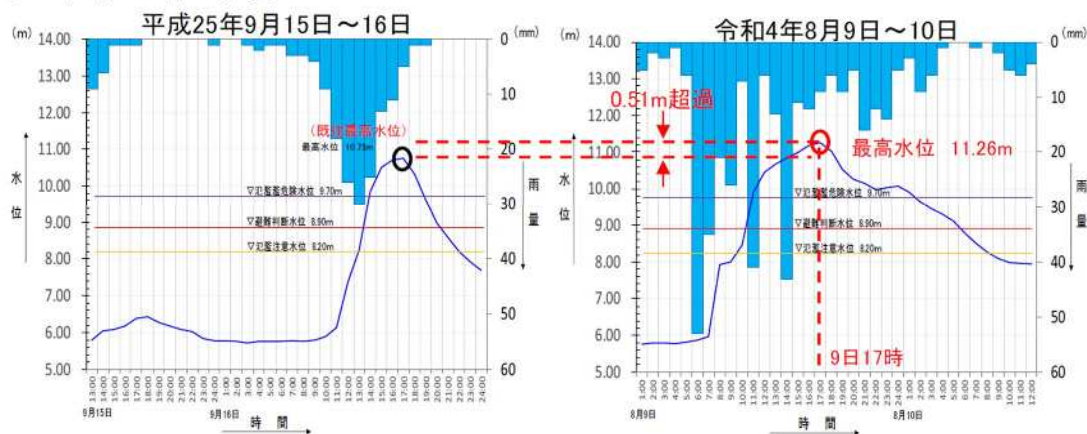
上記の観測結果をもとに算出した新中村橋地点の被災流量は、河川整備計画の整備目標流量 450 m³/s を超過し、被災当時の河川整備基本方針の計画高水流量 700m³/s に迫る 600m³/s であった。

○気象状況

最大24時間雨量線図 (令和4年8月9日～)



○ハイト・ハイドログラフ



○被災流量の検証

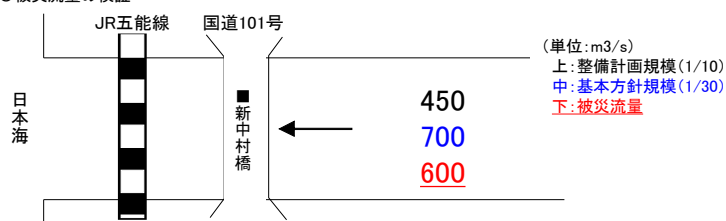


図 1-10 洪水被害の概要(令和4年8月洪水) 1/2

中村川の流域全体で外水氾濫が発生し、市街地を抱える下流域では国道 101 号が冠水により通行止めとなり、浸水家屋 367 戸（床上 305 戸、床下 62 戸）や病院、JR 鰺ヶ沢駅等の重要施設の浸水被害が発生した。

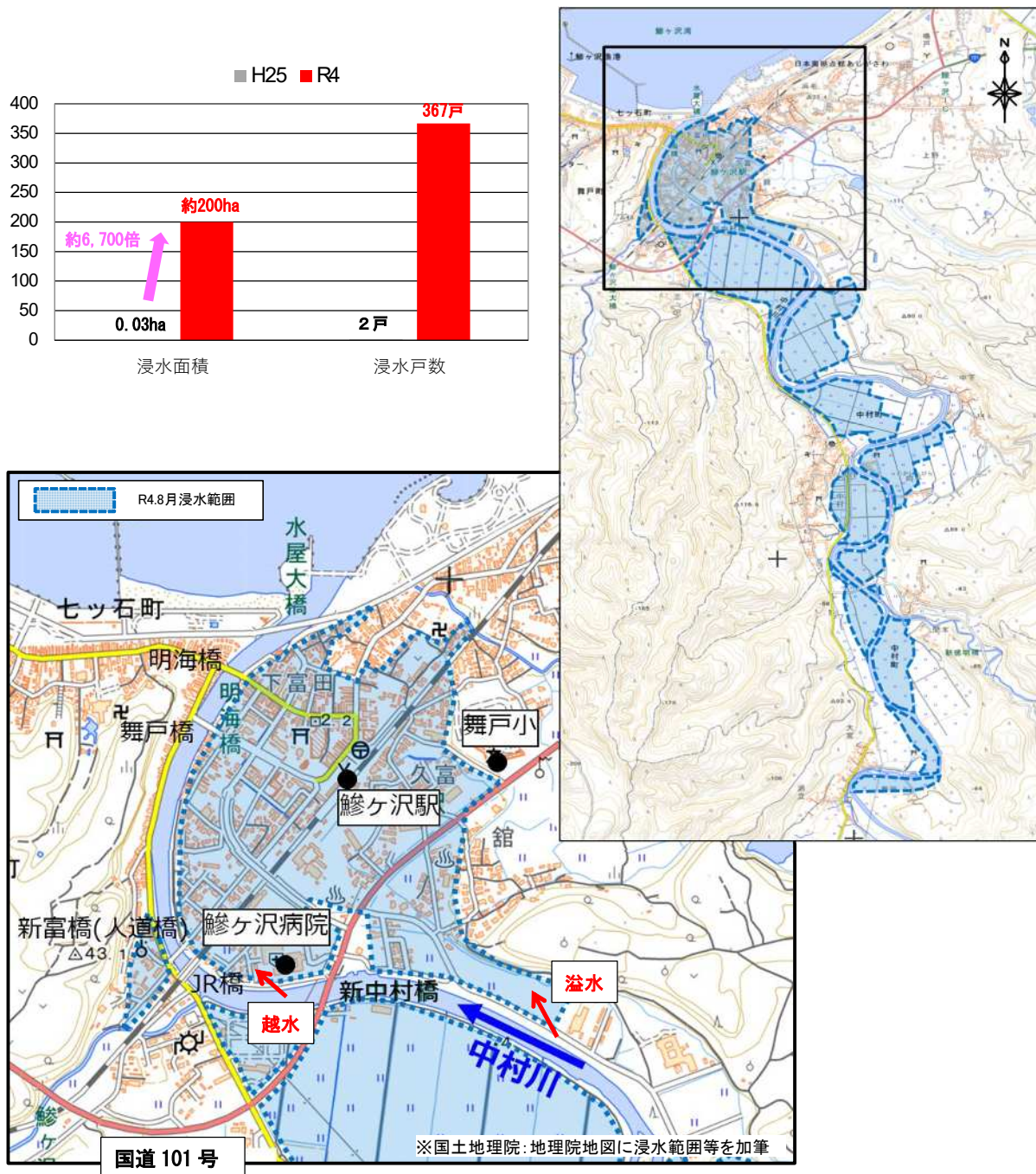


図 1-11 洪水被害の概要(令和 4 年 8 月洪水)2/2



写真 1-4 洪水被害の状況(令和4年8月洪水)

第3節 治水事業の沿革と現状の課題

第1項 治水事業の沿革

中村川の治水事業は、昭和 33 年 8 月洪水等の度重なる洪水被害を契機に始まり、災害復旧助成事業等により中下流部の改修が行われた。その後、鰻ヶ沢町の市街地拡大に伴う下流部の再改修が平成 9 年度まで行われた。

令和 4 年 8 月洪水による甚大な被害を受けたことから、河川激甚災害対策特別緊急事業（令和 4 年度から令和 8 年度）により河川改修の加速化を図るとともに、令和 5 年 3 月に策定した「中村川流域治水緊急対策」に基づいた流域治水の取組を関係者と協働で進めている。

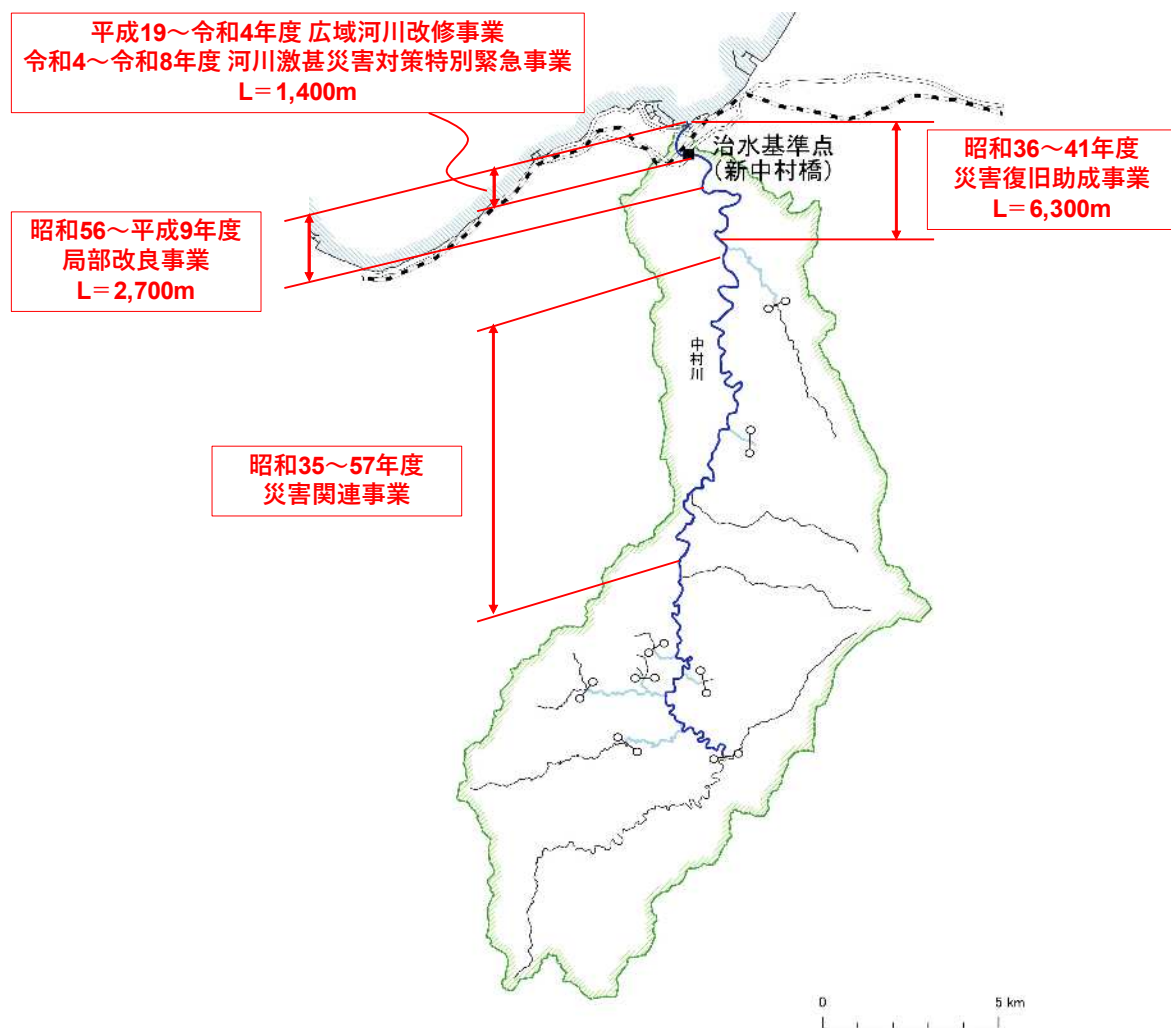


図 1-12 中村川治水事業の沿革



図 1-13 河川改修事業（河川整備計画）

第2項 現状の課題

【流域の課題】

- ・河川管理者による河川の整備は引き続き進めていくが、洪水調節施設等による抜本的な対策には時間を要するため、より一層流域全体で治水安全度の向上を図る必要がある。
- ・気候変動による降雨量増大の影響も踏まえ、雨水貯留浸透施設など、流域対策のより一層の強化を図るとともに、水害リスクを踏まえた土地の利用、防災まちづくりの検討が必要である。

【河川の課題】

- ・中村川では、昭和 33 年 8 月洪水をはじめとして、度重なる洪水被害が発生している。近年でも、令和 4 年 8 月に発生した大雨による洪水により、甚大な浸水被害が発生している。特に、下流部では、河道流下能力不足により氾濫が発生して市街地に拡散しているため、河川整備計画に基づき計画高水流量を安全に流下させる必要がある。
- ・中上流部では、住宅地は丘陵部に位置するが、沿川の農地は丘陵部や山地に囲まれており、河川断面が狭小であることから浸水が生じるため、流域全体での治水対策が必要である。

【下水道の課題】

- ・河川整備計画に基づく河道改修実施後も内水氾濫が生じるおそれがあることから、内水対策を行っていく必要がある。
- ・平成 25 年 9 月及び令和 4 年 8 月等の水害において浸水被害が発生しており、今後も浸水対策の推進を行っていく必要がある。
- ・平成 7 年から公共下水道事業計画に基づき、下水道施設を整備しているが、事業実施途中であるとともに、整備済みの施設についても老朽化等により更新の時期を迎えており、適切な維持管理や計画的な改築更新を進めていく必要がある。

第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 基本的な考え方

平成9年度に改正された河川法に基づき、平成13年度に河川整備基本方針、平成20年度に河川整備計画を策定した。令和4年8月に被った甚大な浸水被害を踏まえ、令和6年度に河川整備基本方針、令和7年度に河川整備計画を変更した。

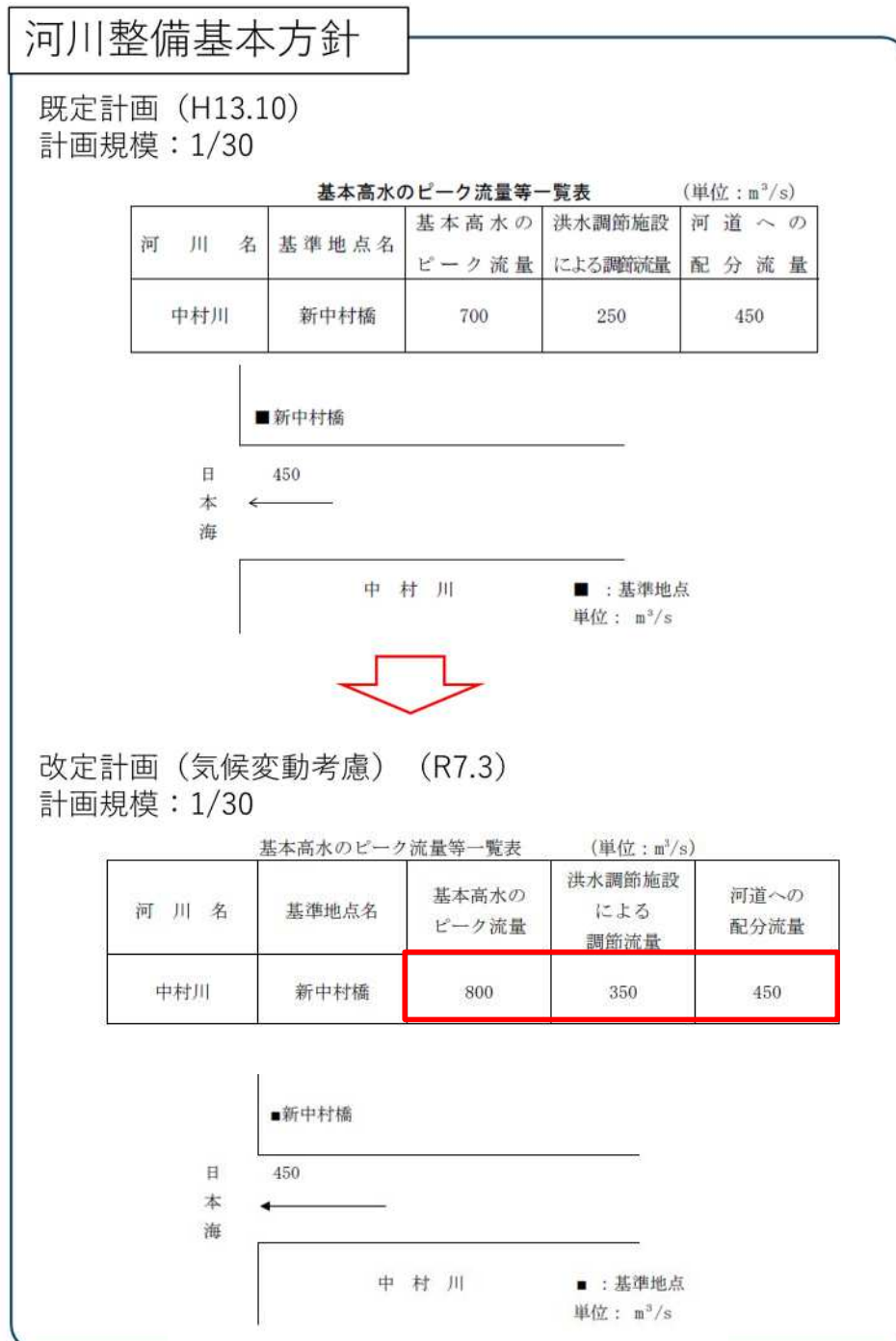


図 2-1 中村川水系河川整備基本方針の見直しについて

河川整備計画

既定計画（H20.4）

計画規模：1/10

基準地点：新中村橋

整備計画目標流量（河道への配分流量）：450m³/s

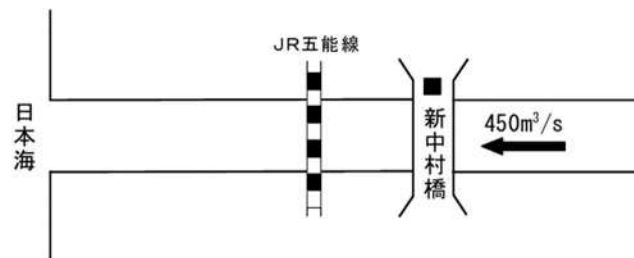
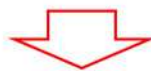


図2-2 整備目標流量配分図



改定計画（気候変動考慮）（R8.2）

計画規模：1/30

表 2-2 主要地点における河道の配分流量

河川名	地点名	地先名等	整備計画 目標流量	洪水調節施設等 による調節量	河道の整備 目標流量
中村川	新中村橋	青森県西津軽郡 鯉ヶ沢町大字舞戸町	800m ³ /s	350m ³ /s	450m ³ /s

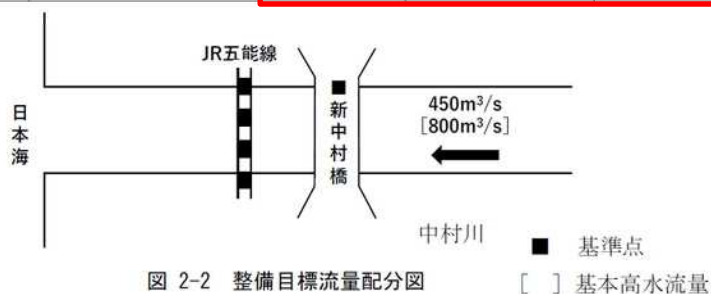


図 2-2 整備目標流量配分図

[] 基本高水流量

図 2-2 中村川水系河川整備計画の見直しについて

中村川では、河口付近から約1kmの区間の両岸に人家が密集しているが、当区間の流下能力は未だに不足しており、水害リスクの高い状況となっている。

また、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、河川整備を推進するとともに、雨水貯留浸透施設の整備、貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域の指定等も活用し、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。

具体的には、河川整備基本方針及び河川整備計画と同等の確率規模1/30の降雨

に気候変動を考慮した降雨を特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（以下、「計画対象降雨」）として定め、河川整備の加速化や雨水貯留浸透施設整備等の流域対策を一層推進することにより、河川からの氾濫や内水による浸水被害の軽減を図る。

また、施設整備だけでなく、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）を踏まえ、県、鰯ヶ沢町及び弘前市の都市計画マスタープラン等に基づくまちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制（貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定）等の活用について検討し、流域内住民等の安全の確保を図る。

さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り検討し、生命・財産を守り、経済被害の軽減に取り組む。

なお、浸水被害対策の実施にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものとする。

これらの基本的な考え方にに基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる。

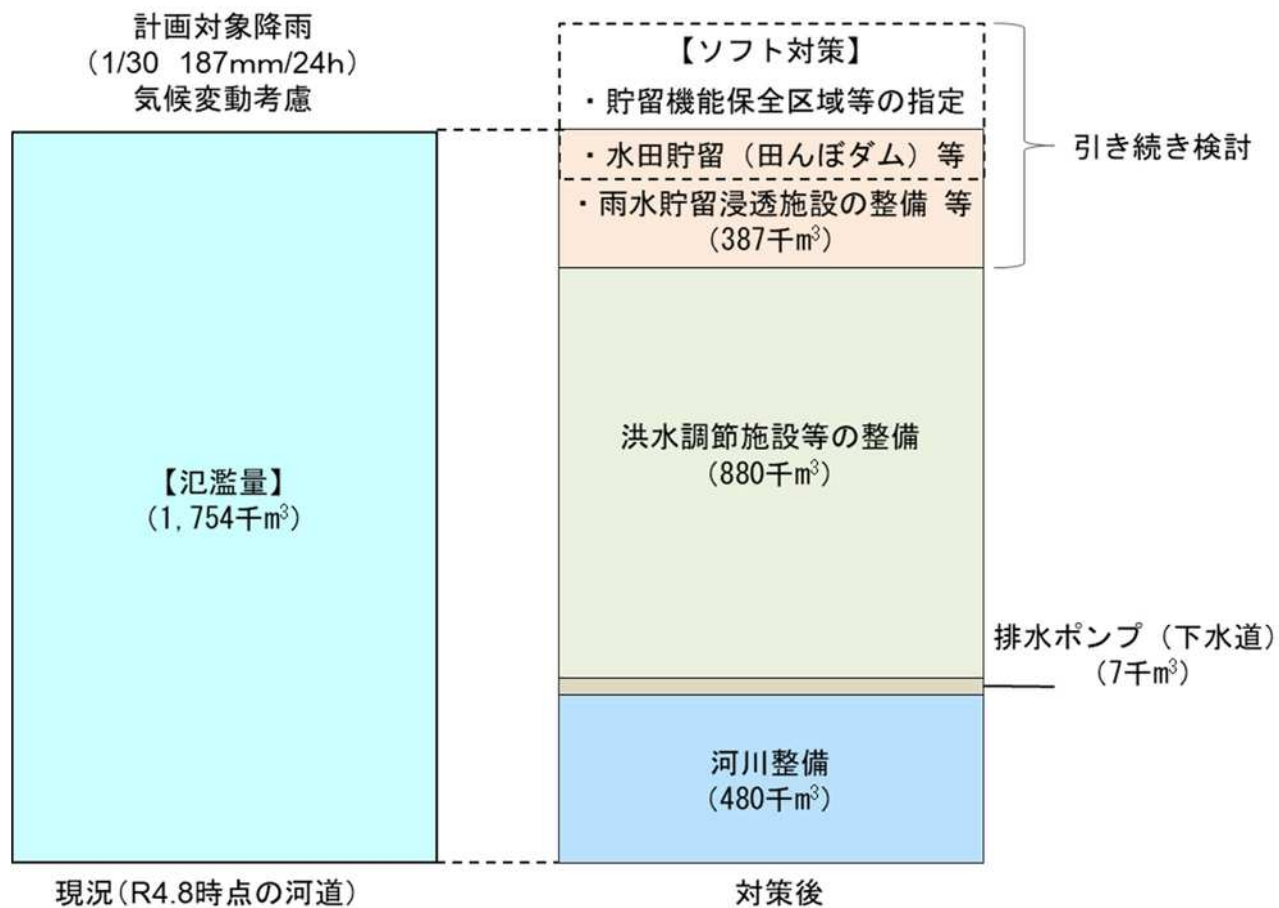


図 2-3 計画対象降雨における流域分担のイメージ

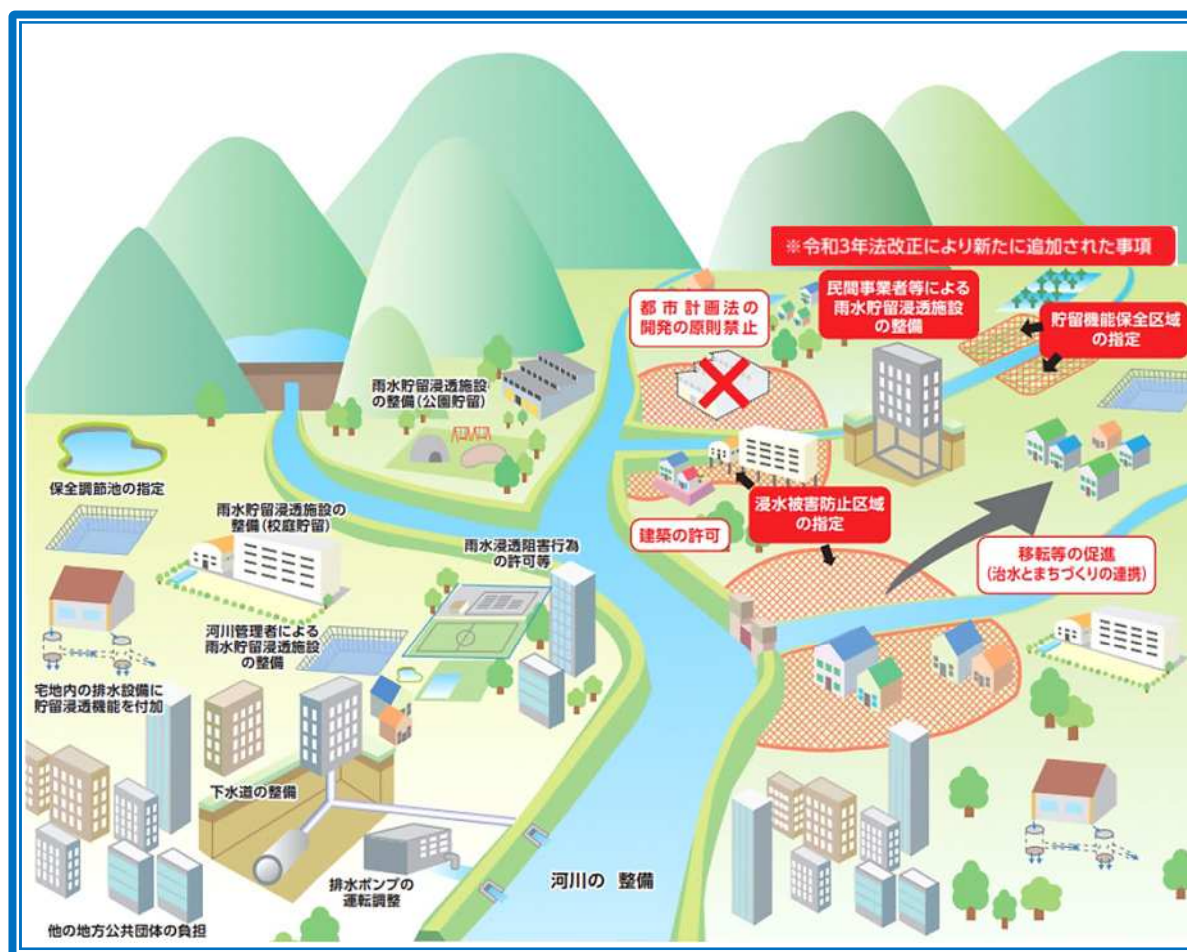


図 2-4 浸水被害対策のイメージ

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（ハザードへの対策）

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御する対策をそれぞれ充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしながら効果的に組み合わせて実施するものとし、主な対策は以下のとおりである。

- ・ 森林整備、砂防・治山対策
- ・ 水田貯留（田んぼダム）の実践
- ・ 河道掘削等による河川改修
- ・ 洪水調節施設等の整備
- ・ 排水ポンプ整備等による内水対策（下水道整備）
- ・ 雨水貯留浸透施設等の整備 等

② 被害対象を減少させるための対策（暴露への対応）

まちづくり等を考慮し、水害リスクがあるエリアにおける貯留機能の保全、防災指針の作成や、建築物の構造の工夫等の浸水被害軽減対策を講じるものとし、主な対策は以下のとおりである。

- ・ 盛土構造物の保全
- ・ 水害リスクのより低い区域への誘導（立地適正化計画の策定）
- ・ 住まい方の工夫（災害危険区域の指定）
- ・ 貯留機能保全区域の指定
- ・ 浸水被害防止区域の指定 等

③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策（脆弱性への対応）

流域全体で「避難体制の強化」、「経済被害の軽減」、「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。

主な対策は以下のとおりである。

- ・ 水害リスク情報の充実（水害リスクマップ、内水ハザードマップの作成・公表、浸水想定水位看板の増設、水位観測所・監視カメラの増設、浸水センサーの設置等）
- ・ 円滑かつ迅速な避難のための取組（ホットライン、タイムライン等）
- ・ 被害軽減のための取組（水防体制の強化等）
- ・ 地域防災力の向上（自主防災組織の設立、避難訓練の実施、防災に関する普及・啓発、防災教育等の実施） 等

鰺ヶ沢町では、令和3年3月に国や青森県が公表した中村川浸水想定区域図、津波浸水想定図、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、岩木山火山噴火影響範囲及び指定避難所などの情報を示した総合的な防災マップを作成している。

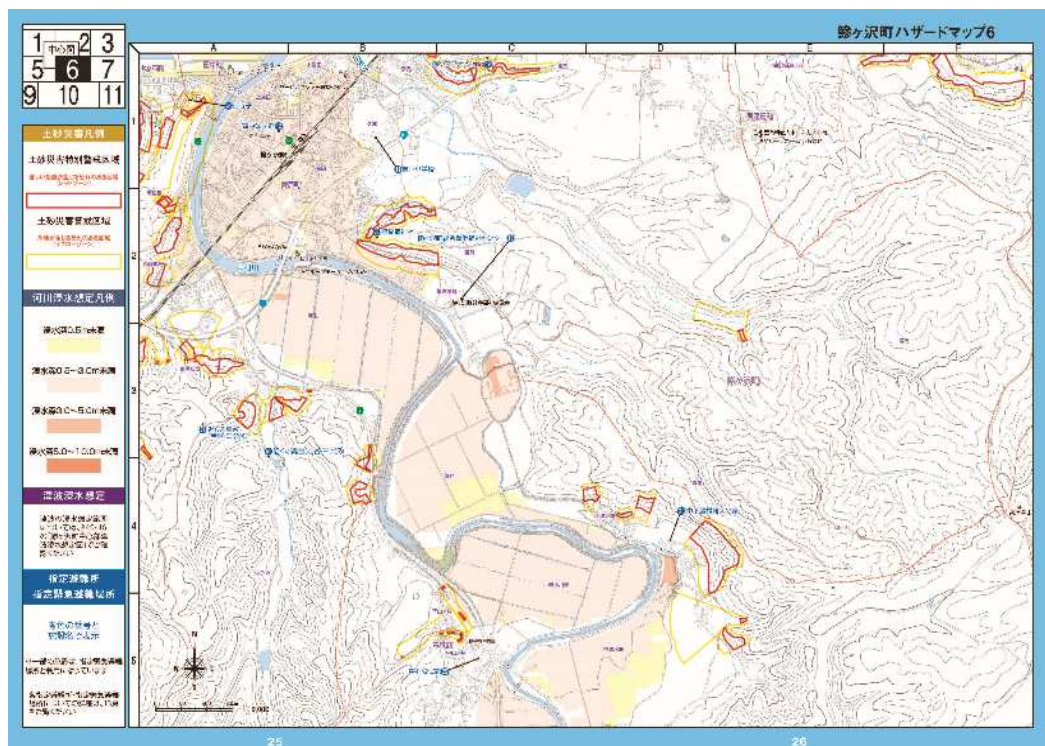


図 2-5 鰺ヶ沢町防災マップ

第2節 計画期間

対象期間は、河川整備計画、下水道計画及びまちづくりの計画期間を考慮したうえで設定するものとする。

河川整備計画については、令和8年2月に変更した中村川水系河川整備計画の対象期間は概ね20年である。

下水道計画については、鰯ヶ沢町及び弘前市の下水道計画が5年～10年である。

まちづくり計画については、鰯ヶ沢町及び弘前市の都市計画マスタープラン等の都市計画に関する計画期間も概ね20年としている。

以上より、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、計画期間は概ね20年とする。

なお、これまでの災害発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩及びまちづくり等の社会経済の変化等にあわせ、必要な見直しを行うものとする。

表 2-2 河川整備計画、まちづくり計画における計画期間

計画	計画策定	全体計画	流域水害対策計画 策定時点での 各計画の残期間
中村川水系河川整備計画	令和8年2月変更	概ね20年	概ね20年
鰯ヶ沢町公共下水道事業 計画書	令和5年6月改訂	令和9年度末 まで	概ね2年
鰯ヶ沢都市計画区域 マスタープラン	令和3年3月	概ね20年	概ね16年
第6次鰯ヶ沢町 長期総合計画	令和4年3月	5年	概ね2年
弘前市上下水道ビジョン (弘前市上下水道事業 基本計画)	令和6年10月	10年	概ね9年
弘前市都市計画 マスタープラン	平成27年3月	概ね20年	概ね9年
弘前市立地適正化計画	平成29年3月	概ね20年	概ね11年

第3節 計画対象区域

計画対象区域は、中村川の自然流域に流れ込む下水道の排水区を含めた中村川特定都市河川流域全体とし、河川対象区間は、県管理区間上流端までとする。

表 2-3 河川対象区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
中村川	左岸：弘前市 大字常盤野 字上中村山 国有林七林班イ小班地先 右岸：弘前市 大字常盤野 字上中村山 国有林二〇林班へ小班地先	海に至る場所
徳明川	左岸：西津軽郡鰯ヶ沢町 大字中村町 字上清水崎 一一六の二地先 右岸：西津軽郡鰯ヶ沢町 大字中村町 字上清水崎 一二一の七地先	中村川への合流点
堀切川	左岸：西津軽郡鰯ヶ沢町 大字芦菴町 字上菖蒲沢 三二の三地先 右岸：西津軽郡鰯ヶ沢町 大字芦菴町 字上菖蒲沢 一三の二地先	中村川への合流点

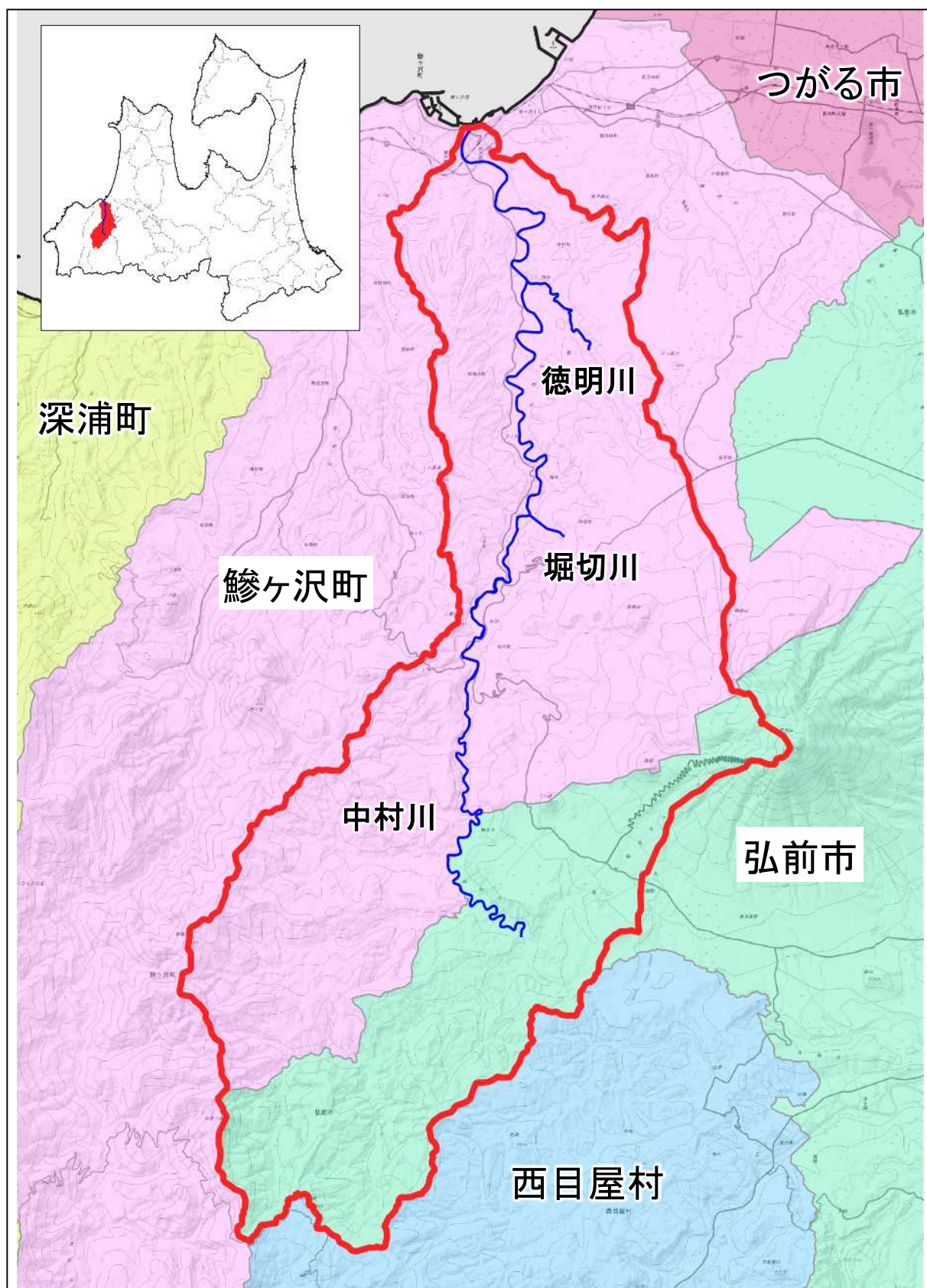


図 2-6 特定都市河川流域図

第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)

中村川では、下流部の鰯ヶ沢町市街地を中心に度重なる洪水被害が発生しており、特に、令和4年8月洪水では、流域全体にわたり外水氾濫が発生し、下流域の市街地における内水氾濫と相まって、半壊29戸を含む浸水家屋367戸、病院やJR鰯ヶ沢駅等の重要施設の浸水等、甚大な被害が発生した。

令和4年8月洪水による甚大な被害を受けたことから、河川激甚災害対策特別緊急事業(令和4年度から令和8年度)により河川改修の加速化を図るとともに、令和5年3月に策定した「中村川流域治水緊急対策」に基づいた流域治水の取組を関係者と協働で進めているところである。

また、令和7年3月に変更した河川整備基本方針に合わせ、令和8年2月に河川整備計画を変更し、これに基づき河川改修を進めている。

これらを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)は、河川整備基本方針及び河川整備計画と同等の確率規模1/30の降雨に気候変動を考慮した降雨とし、河川整備、雨水貯留浸透施設の設置及び土地利用規制等を活用し、浸水被害の軽減を図る。

表 2-4 計画対象降雨

気候変動考慮※
187mm/24h

※H22までの雨量を使用した確率評価結果(1/30)を1.1倍

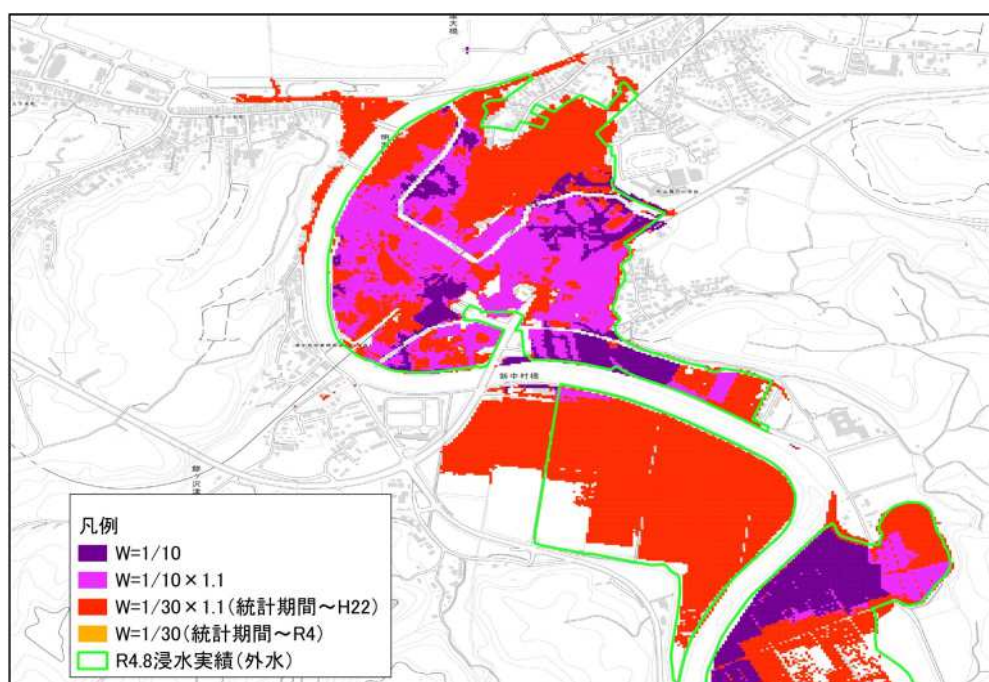


図 2-7 規模別の浸水域と R4.8 浸水実績重ね合わせ

第3章 都市浸水想定

都市浸水想定として、計画対象降雨（確率規模 1/30×1.1 倍）が生じた場合に、洪水（外水浸水）または雨水出水（内水浸水）による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示す。

表 3-1 都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積、計算条件

		都市浸水想定	【参考】対策後 ^{※1} の 都市浸水想定
浸水戸数（戸） ^{※2}		床下：121 戸、床上：772 戸 合計：893 戸	床下：107 戸、床上：16 戸 合計：123 戸
浸水面積（ha） ^{※2}		189	73
計算条件	河道	現況河道 （R4.8 時点）	河川整備計画河道
	流域対策	現況下水道（ポンプ排水） （R4.8 時点）	下水道整備（ポンプ排水） ^{※3} 洪水調節施設整備

※1：河川整備計画に基づく河川整備（青森県）の整備等

※2：浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定区域に基づき算出

※3：鯉ヶ沢町が行うポンプ排水箇所の増（3 箇所）及び排水能力の向上

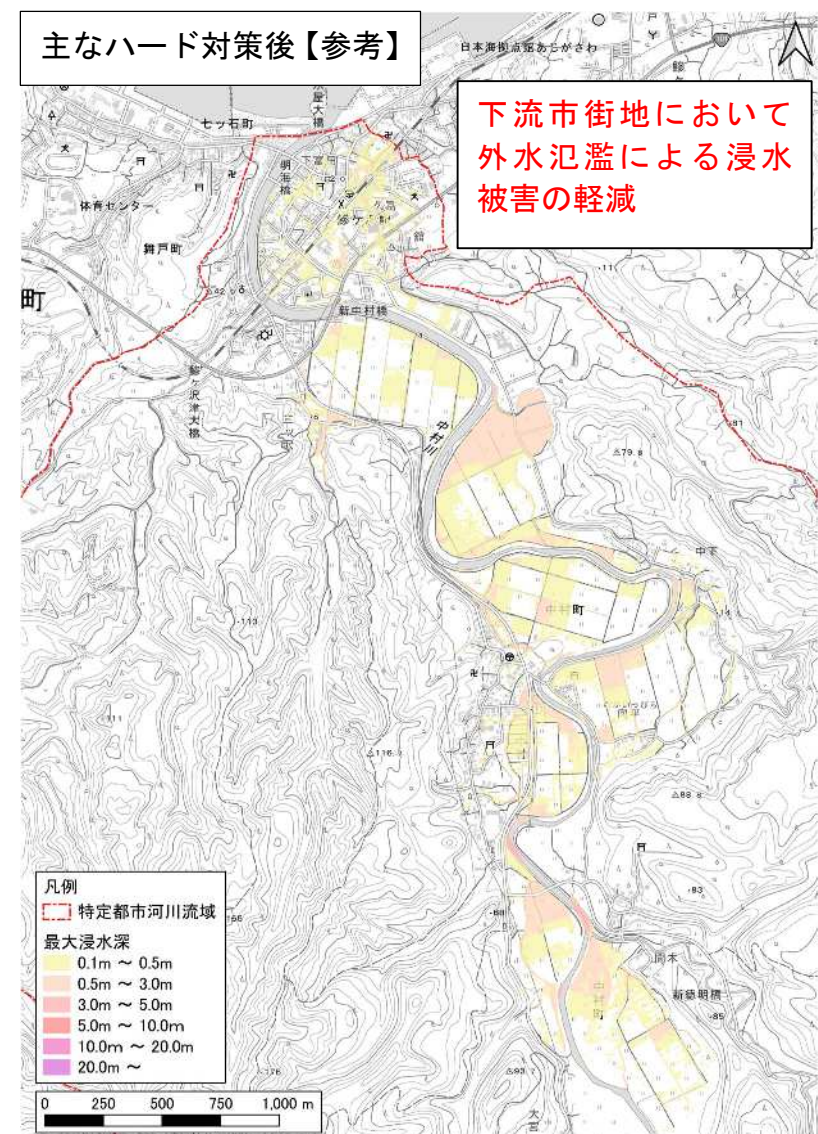
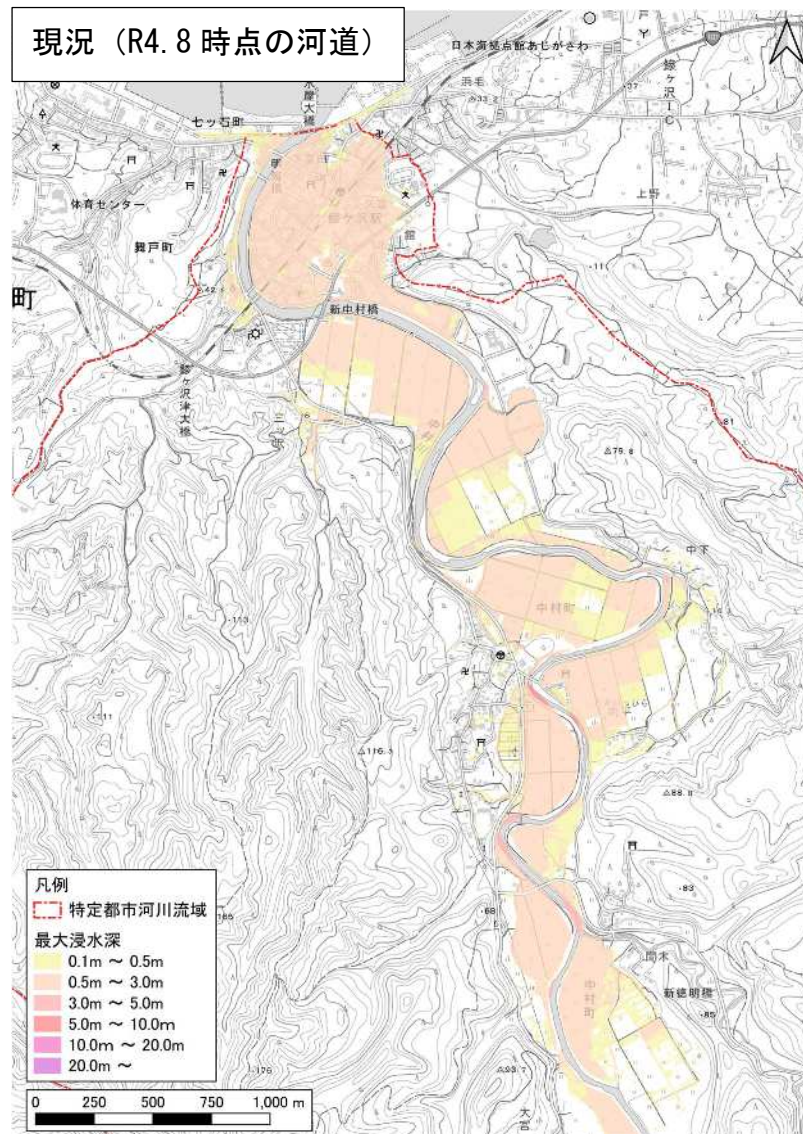


図 3-1 都市浸水想定（対策前と対策後の比較）

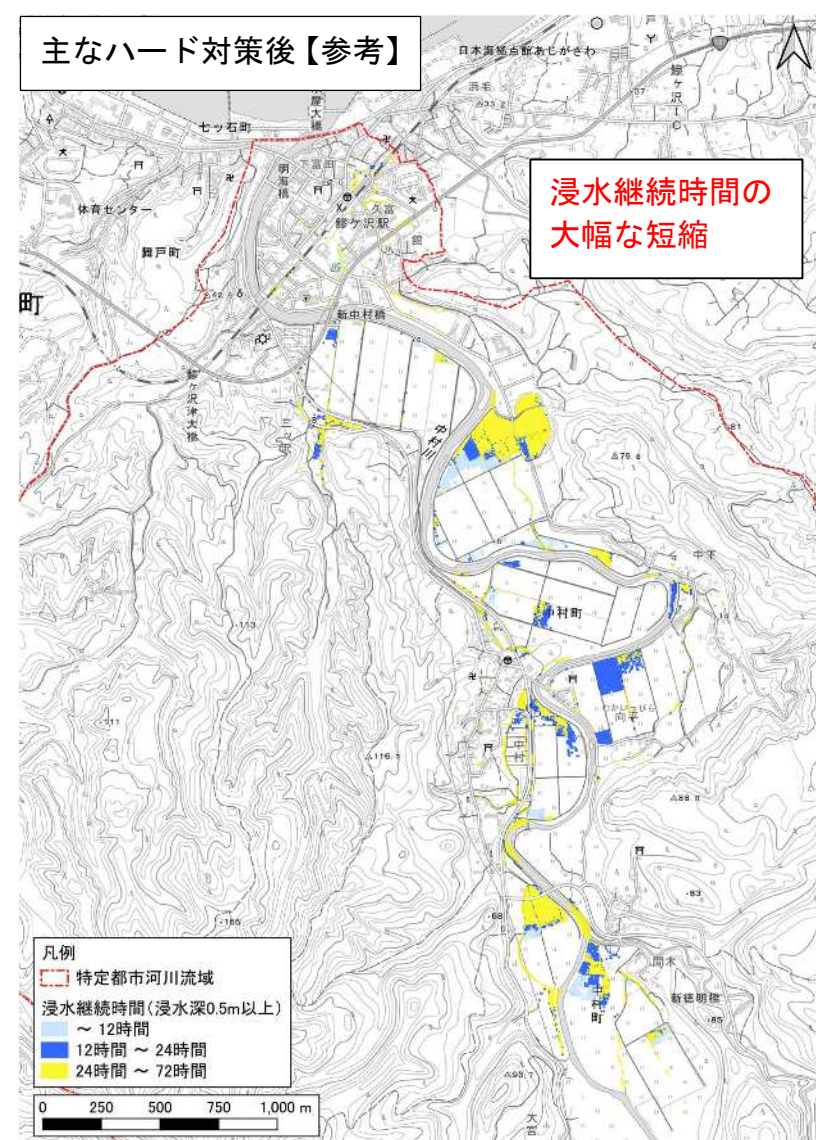
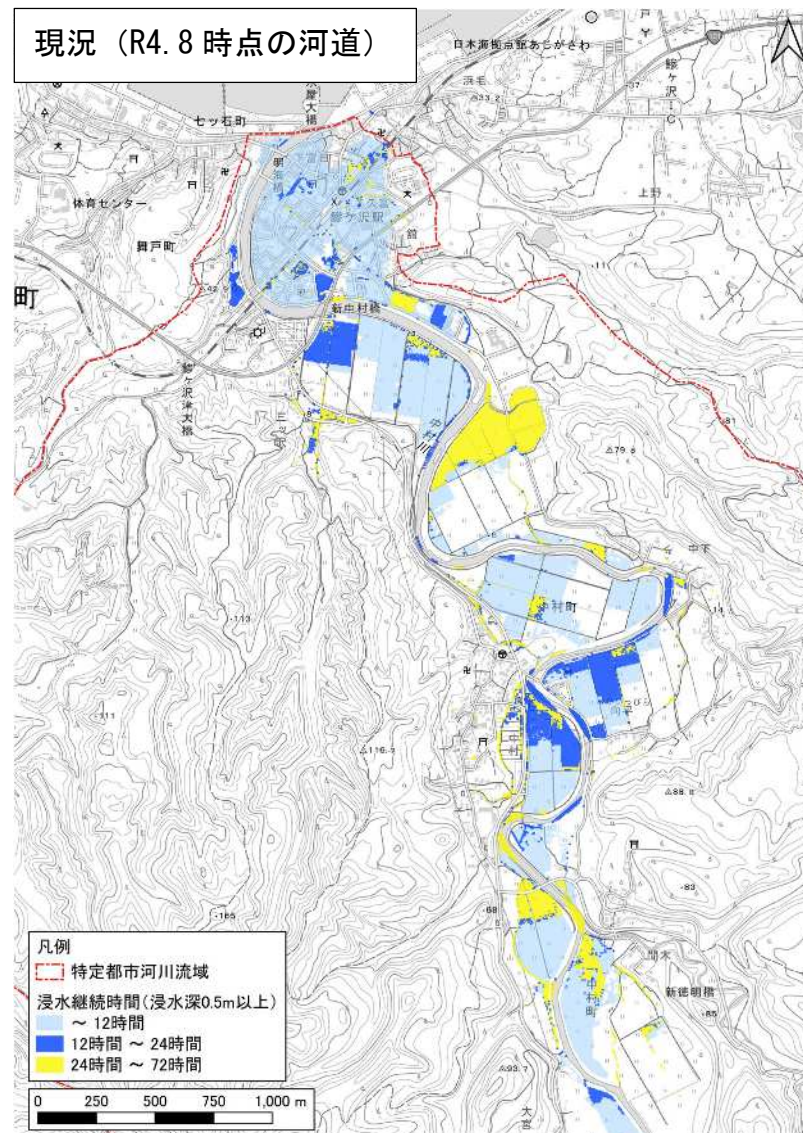


図 3-2 都市浸水想定浸水継続時間（対策前と対策後の比較）

第4章 特定都市河川の整備に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所

第1項 河川管理者が行う河川の整備

河川管理者が、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、目標となる対象降雨による河川からの溢水・越水を防止し、浸水被害の軽減を図るため、下流部では築堤等の河川工事を実施する。

中上流部では、既存施設を最大限活用した事前放流や操作方法等について調査・検討を行い、さらに洪水調節機能の増強が必要な場合には、既存施設の放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行う。

整備計画目標流量に対する流下能力不足を解消するため、中村川本川の河道改修及び洪水調整施設等の整備を行い、1/30 の治水安全度を確保し、被害を軽減する。

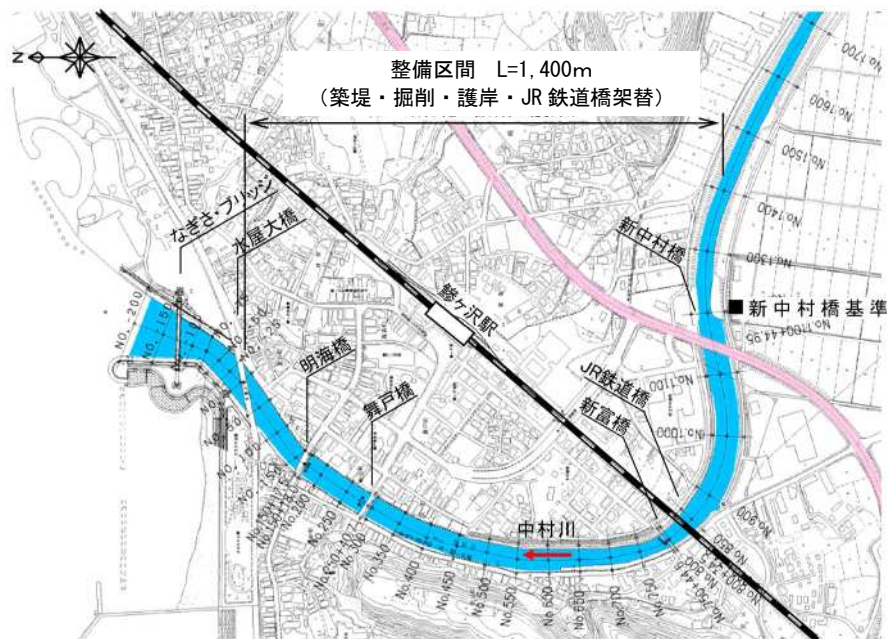


図 4-1 河川工事の施行の場所

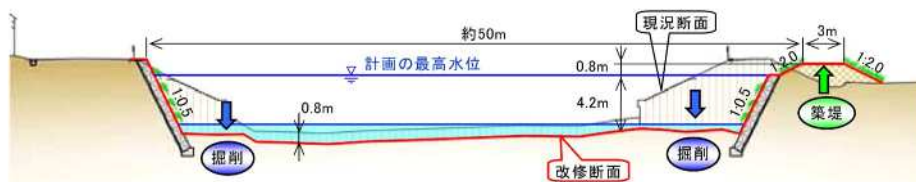


図 4-2 中村川横断イメージ図（河口～900m区間）

第5章 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じて検討する。

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

下水道管理者は、排水ポンプの増強として、「駅前排水機場」、「上富田排水機場」、「蒲生排水機場」の3施設（図 6-1 参照）の整備を計画する。

また、現況調査結果や点検等に基づき修繕等の老朽化対策や維持管理を実施する。

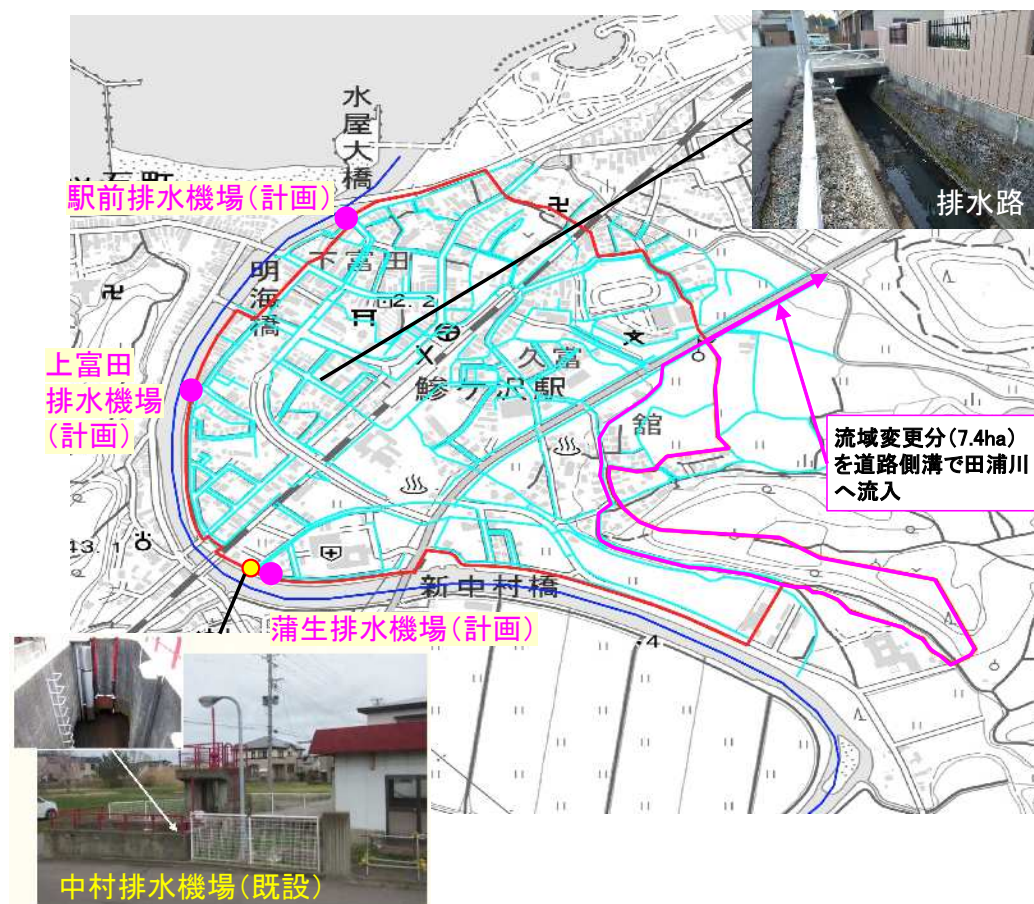


図 6-1 排水区域図

表 6-1 各排水区における計画放流量等

排水区	面積	計画降雨		計画放流量 (日最大)
		確率規模	降雨波形	
駅前行排水区	37.9ha	1/10 確率×1.1 倍	R4.8 月型	2.9m ³ /s
上富田排水区	4.7ha	1/10 確率×1.1 倍	R4.8 月型	0.9m ³ /s
蒲生排水区	10.7ha	1/10 確率×1.1 倍	R4.8 月型	1.0m ³ /s

第7章 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他 浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する 事項

鱒ヶ沢町の市街地は中村川特定都市河川流域の下流部に位置しており、河川区域内の施設で治水安全度を向上させることのみならず、中流から上流部において流域から河道への流出を抑制させることも重要である。

このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付ける（雨水浸透阻害行為の許可）とともに、これらの規制的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組の一層の促進を図り、地方公共団体（鱒ヶ沢町及び弘前市）や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備等を進める。

また、雨水貯留浸透施設等の機能を維持するため、定期的な点検整備（更新含む）を行うとともに、土砂の流入による容量減、目詰まりによる浸透機能の減少、ゴミや流木による排水口の目詰まりなどが生じないように、各管理者による適切な維持管理に努める。

第1節 雨水貯留浸透施設

流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設（学校・公園等）に対し雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進するとともに、既に公園等として活用されている土地を含め、公用地等を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。

また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定に基づく支援制度も活用する。

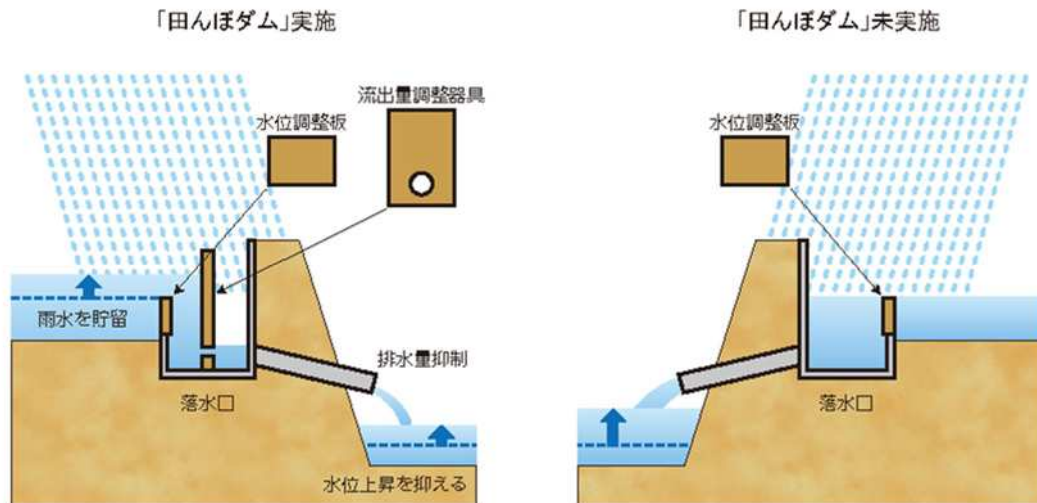


図 7-1 雨水貯留浸透施設の例

第2節 水田貯留(田んぼダム)

所有者の同意のもと、排水口に調整堰板等の田んぼダム用器具を設置することで、流域内水田に降った雨水を一時的にほ場に貯留し、河川への排出量を抑制する水田貯留に取り組む。

現在のほ場は、区画が小さく畦溝畔が脆弱であるため、今後、大区画化等のほ場整備を行う際には、畦溝畔の強化と併せ田んぼダム用の柵を整備して、治水安全度の向上を図っていく。



出典：「田んぼダム」の手引き 令和4年4月（農林水産省）を加工して作成

図 7-2 水田貯留のイメージ

第3節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全

防災調整池の設置において、県は、保全調整池の指定等により機能の保全に努める。

雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地について、開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。

また、鯉ヶ沢町又は県は、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定等を含め、流域内の浸透機能を有する緑地等の土地の保全を図る。

第4節 雨水浸透阻害行為の許可等

県は、開発等による雨水浸透阻害行為に該当する $1,000\text{m}^2$ 以上の行為に対しては、その実施者へ流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制としている。開発等の実施者は、着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。

また、対策工事の義務付けの対象外となる $1,000\text{m}^2$ 未満の行為に対しては、開発等の実施者は、当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必

要な措置を講ずるよう努める。

許可が必要! 中村川流域の土地で行う、雨水がしみ込みにくくなる行為は

青森県知事の許可が必要

となる場合があります

▶ 中村川では、これまで氾濫による被害が度々発生しています。特に令和4年8月の大雨による氾濫は、隠ヶ沢町市街地に甚大な浸水被害をもたらしました。




出典：令和4年8月豪雨隠ヶ沢町災害被害状況

▶ 上記のような浸水被害の再発防止、軽減する対策として、行政・事業所・住民が協力して行う「流域治水」を進めています。【参考】中村川流域治水緊急対策

webで検索! 中村川流域治水推進会議 検索

▶ 「流域治水」の取組の一つとして、令和6年7月に中村川を特定都市河川に指定したこと
から、雨水浸透阻害行為を行う際、許可が必要となる場合があります。

webで検索! 特定都市河川 パンフレット 検索

中村川流域図



※詳細図は青森県のホームページをご覧ください。
webで検索! 青森県 特定都市河川 検索

雨水浸透阻害行為の許可とは?

田畑など締め固められていない土地で行う1,000㎡以上の雨水がしみ込みにくくなる（雨水の浸透を阻害する）行為に対して、**雨水を貯留・浸透させる対策（雨水貯留浸透施設）の実施及び青森県知事の許可**が必要になります。

雨水の浸透を阻害する開発行為の例

田畑など
締め固められていない土地に
建物を建てる



田畑など
締め固められていない土地に
駐車場を作る

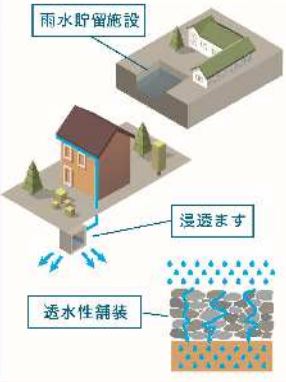


林地など
締め固められていない土地に
運動場を作る



雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。

雨水を貯留・浸透させる対策（雨水貯留浸透施設）の例



問合せ先・受付窓口 雨水浸透阻害行為の許可申請にあたっては、雨水を貯留・浸透させる対策の内容等について協議が必要です。

申請先	許可申請の受付窓口	連絡先(TEL)
青森県知事	青森県県土整備部 河川砂防課	【代表】017-722-1111(内線6732)

webで検索! 青森県 雨水浸透阻害行為 検索 詳細はホームページをご覧ください▶



図 7-3 雨水浸透阻害行為に関するリーフレット

第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする民間事業者等は、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」）第 11 条の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する計画（以下、「雨水貯留浸透施設整備計画」）を作成した上で、青森県へ計画の認定を申請することができる。

また、県、鱒ヶ沢町又は弘前市は、当該施設を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等との間において、管理の方法や有効期間等を定めた管理協定を締結し、当該施設の管理を行うことができる。

認定の基準は法第 12 条や国土交通省令で規定されている。

施設の構造及び設備に係る認定の基準は、以下のとおりである。

- ・ 堅固で耐久力を有する構造であること
- ・ 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること

施設の管理の方法に係る認定の基準は、以下のとおりである。

- ・ 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること
- ・ 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること
- ・ 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること

施設の管理の期間に係る認定の基準は、以下のとおりである。

- ・ 10 年以上とする。
- ・ 当該基準について、10 年を超え 50 年以下の範囲内で引き延ばす場合は、本計画を変更し、引き延ばし後の規模を明示する。

認定権者である県は、流域自治体（鱒ヶ沢町及び弘前市）と連携し、本制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前相談の窓口となって対応する。

第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

鯉ヶ沢町は、今後、雨水基本計画が策定され、特定都市下水道のポンプ施設の整備にあわせて、関係機関と十分な調整を図り、運転操作ルールを定めるものとする。

第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項

県及び鯉ヶ沢町は、都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、都市浸水想定ブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について定めることとし、今後、中村川流域治水緊急対策推進会議にて検討していくものとする。

水害リスクの評価やブロック毎の土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」を参考とするとともに、立地適正化計画に定める防災指針等の防災まちづくりの方向性にも関係することから、中村川流域治水緊急対策推進会議の場を活用し、河川、都市、農林、防災及びその他の関係する部局が連携し、都市計画やまちづくりに関する計画等との整合・連携を図る。

都市浸水想定においてハード整備後にも水災害リスクが残存するエリアについては、都市計画やまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方針について検討する。

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

県は、中村川特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定する。

また、県は、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」を指定する。

区域の指定に当たっては、前章の事項も踏まえ、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局）が緊密に連携し、検討を行う。

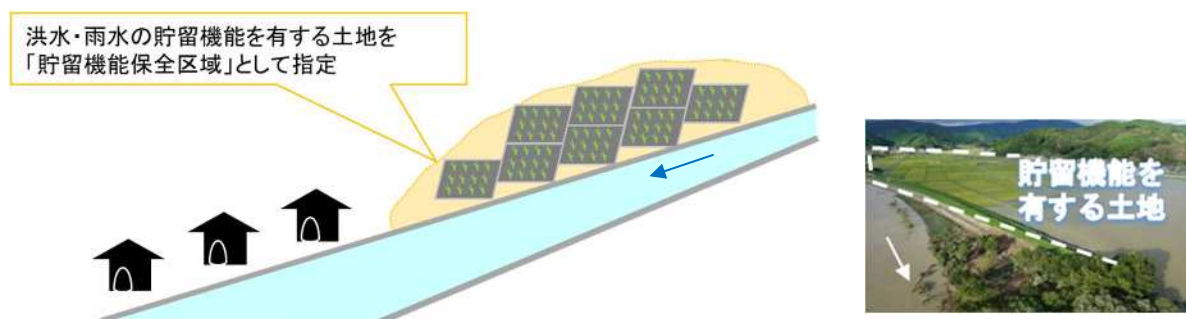
第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

県は、河川沿いの低地や窪地等において雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等としてあり続けてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するため、貯留機能保全区域を指定することができる。

貯留機能保全区域の指定は、ハード整備後においても堤防からの越水等による浸水が想定され、盛土などにより家屋被害等増大が想定される土地で、農地や未利用地等を基本とする。

貯留機能保全区域を指定する際は、水田等の土地利用形態や住家の立地等、周辺の土地利用状況等を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定する。

指定に向けた合意形成にあたっては、流域における浸水範囲拡大を抑制する観点から、土地の保全が重要であること、河川と隣接する区域及び水域として連続する区域などは生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること、また、当該区域の貯留機能の保全を図った結果として、将来、流域の治水安全度が向上した後も、当該区域には引き続き浸水リスクがあること等について説明し、土地所有者及び利害関係人等の理解の促進に努める。



機能を阻害するおそれのある行為（盛土等）に対する届出を義務付け

図 11-1 貯留機能保全区域の指定イメージ

第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

県は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するため、浸水被害防止区域を指定できる。

中村川では、対策実施後も浸水リスクが残る地域があるため、想定される浸水深及び浸水頻度等の浸水リスク、現地の地盤の起伏及び土地利用形態等を考慮した上で、関係者の意向を十分踏まえて浸水被害防止区域の指定の検討を行う。



区域内に対しては「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を推進

図 11-2 浸水被害防止区域の指定イメージ

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第1節 リスクコミュニケーションの充実

河川管理者は、流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や鰯ヶ沢町とのホットラインによる河川情報の共有を図る。

また、河川管理者及び鰯ヶ沢町は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。

具体的には、

- 出前トークによる防災意識の啓発
- センサー設置による浸水状況の把握
- 要配慮者利用施設における
 - ・ 避難確保計画の作成
 - ・ 実施義務化されている避難訓練の徹底
 - ・ 助言・勧告制度を活用した避難の実効性確保 等

以上に取り組む。

表 12-1 令和8年度出前トークのテーマ一覧

番号	テーマ	内容
1	大雨洪水に備えて～流域治水～	近年の気候変動によって激甚化・頻発化している水災害に備えるために重要な「流域治水」という取組についてご説明します。
2	駒込ダム建設事業について紹介します	ダムの役割をはじめ、青森市を流れる堤川の支流である駒込川の上流に建設を進めている駒込ダムの計画・工事内容などについてご説明します。
3	土砂災害から身を守るために（住民の皆様にやっていただきたいこと）	最近の土砂災害の現状と事前の心構えとして「お知らせメール」、「土砂災害ハザードマップ」など、身近で貴重な情報についてご説明します。
4	知っていますか？土砂災害防止法	土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進しようとする「土砂災害防止法」についてご説明します。

また、県では、気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して水災害対策に取り組む「流域治水」を進めており、りんご娘にご出演頂き、「流域治水」を広めていくためのPR動画を作成している。



写真12-1 「りんご娘のみんなでやろう！流域治水」動画

第2節 大規模氾濫に関する減災対策

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨で、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、家屋被害や広範囲の浸水、住民避難の遅れによる多数の孤立者が発生した。

この被害を受け、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会から「水防災意識社会再構築ビジョン」が提言され、全国の直轄河川で「水防災意識社会再構築協議会」が設置された。

平成 28 年 8 月の北海道・東北地方における台風被害を踏まえ、中小河川でも同様の取り組みが必要とされ、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が提言された。

これを受けて、県では平成 29 年に青森圏域、三八・上北圏域、西北圏域、むつ圏域の 4 つの圏域において「大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立し、減災を目指したハード・ソフト両面の取り組みを推進するために、各機関の減災のための取組状況や最新の治水対策情報を共有し、関係機関の連携を強化している。

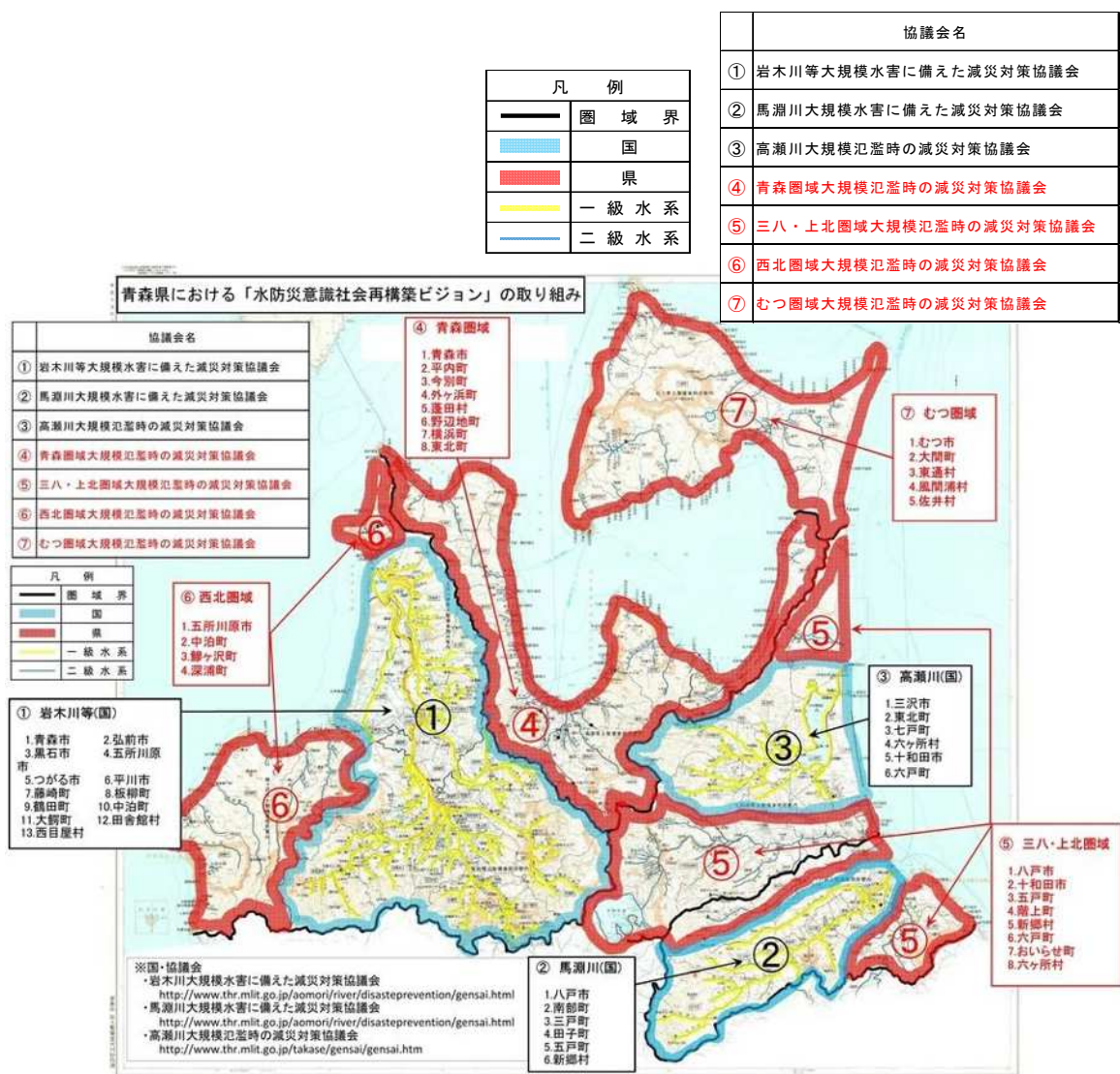


図 12-1 青森県における「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組み



図 12-2 西北圏域 大規模氾濫時の減災対策協議会 取組状況

また、中村川では、令和4年8月9日からの大雨において観測史上最大となる雨量を観測し、下流部の鰯ヶ沢町市街地では、河川から溢れた外水に加え、河川に排水できなかった内水により甚大な浸水被害が発生した。

これを受け、中村川については特に緊急的な対策を講じていく必要があることから、河川管理者、鰯ヶ沢町、県及び国等の中村川流域に係る関係機関が再度災害の防止・軽減に向けた目標を共有し、密接な連携体制の下で各々が担うべき緊急対策（実施期間概ね10年）について検討・調整し、各種対策を一体的・計画的に推進していくため「中村川流域治水緊急対策推進会議」を設置している。

第6回 中村川流域治水緊急対策 推進会議

<会議概要>

第6回
中村川流域治水緊急対策推進会議
～ 県内初の特定都市河川 中村川 ～

「中村川流域治水緊急対策推進会議(令和4年11月25日設置)」の第6回会議を開催しました。
会議では、**令和6年7月末の特定都市河川指定**を想定したスケジュール、各機関における**緊急対策の進捗状況、今年度の取組状況**について情報共有を図りました。

<概要>
 日 時：令和6年7月8日（月）10:30～11:30
 場 所：新町キューブ グランパレ
 出席者：別添出席者名簿の通り

<議事>
 (1) 規約改正
 (2) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定
 (3) 緊急対策のフォローアップについて

<情報提供>
 県河川砂防課：流域治水の広報について

<結果>
 ・各機関の組織改編に伴う規約の改正を行った。
 ・雨水浸透阻害行為の許可申請の流れを説明するとともに、特定都市河川の指定に向けた具体的なスケジュールを共有した。
 ・各機関における緊急対策の進捗状況、今年度の取組内容について情報共有を図った。

<今後の予定>
 ・特定都市河川指定後、必要に応じて次回会議を開催し、情報共有を図る予定。



会場の開催状況

図 12-3 第6回中村川流域治水緊急対策推進会議 会議概要

第3節 内水ハザードマップの作成・公表

鰯ヶ沢町は、内水浸水リスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すため、令和7年4月に内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施している。

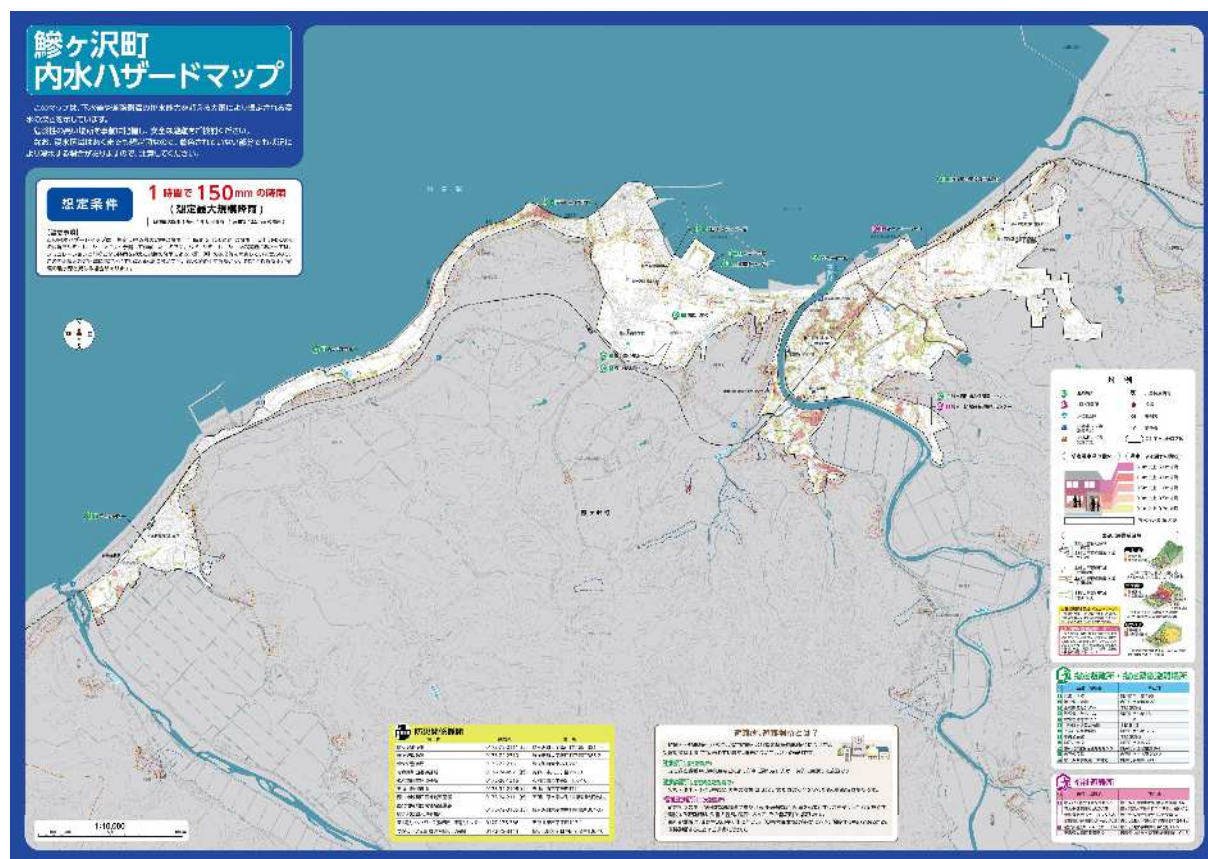


図 12-4 内水ハザードマップ

第4節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者（鰯ヶ沢町）・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、「青森県河川砂防情報提供システム」、気象庁の「キキクル」などの防災情報を活用するなど面的な降雨情報の提供に努める。



図 12-5 青森県河川砂防情報提供システム



図 12-6 気象庁キキクル

第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

第1節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

河川管理者は、河川整備を推進し、貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域の指定等も活用し、流域対策の実効性を向上させる。

また、本計画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に、地形条件等で水位が上昇しやすい区間及び氾濫による被害が特に大きい区間などにおける被害をできるだけ軽減する対策を検討する。

具体的には、森林の保水機能や田んぼダム等の雨水貯留により中村川へ流出する水を抑制するとともに、砂防・治山対策により流域内の土砂や流木を捕捉し、河川の埋塞を防ぐ。

その際、流域全体の被害軽減及び地域の早期復旧・復興に資するよう、関係機関との連絡調整を図る。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

第2節 流域水害対策計画の計画管理

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体（鰯ヶ沢町及び弘前市）は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、中村川流域治水緊急対策推進会議に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、計画管理項目は以下に示す通りである。

また、流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害防止・軽減のため、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を聴き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、流域水害対策計画の見直しを行う。

【計画管理項目】

① 事業の進捗状況

河川事業及び下水道事業の整備

② 流域内の開発状況

鰯ヶ沢町及び弘前市における流域内の開発箇所及び面積

③ 雨水貯留浸透施設等の整備状況

- ・河川管理者、下水道管理者、鰯ヶ沢町、弘前市及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ・雨水浸透阻害行為に該当する 1,000m²以上の対策工事で設置された防災調整池の位置及び容量等
- ・水田貯留を実施した水田の位置及び容量等
- ・貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定状況等